

3日目 (3月6日)

第1回福生市議会定例会会議録（第3号）

平成20年3月6日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長 事務取扱	高橋 保雄君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務 局 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐 員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第1回福生市議会定例会議事日程（3日目）

開議日時 3月6日（木）午前10時

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市
下水道事業会計補正予算（第4号）〕 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 福生市組織条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第2号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第3号 | 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第4号 | 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第5号 | 福生市民会館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第6号 | 福生市体育施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第7号 | 福生市体育館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第8号 | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第9号 | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第10号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第11号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第12号 | 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部
を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第13号 | 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第14号 | 福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第15号 | 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正す
る条例 |
| 日程第18 | 議案第16号 | 福生市再編交付金事業基金条例 |
| 日程第19 | 議案第17号 | 福生市教育センター条例 |
| 日程第20 | 議案第18号 | 福生市後期高齢者医療に関する条例 |
| 日程第21 | 議案第19号 | 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第23 | 議案第21号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |

- 日程第24 議案第22号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第23号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第24号 平成20年度福生市一般会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成20年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 平成20年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第30号 平成20年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第33 陳情第20－1号 介護保険の改善を国に求める陳情書
- 日程第34 陳情第20－2号 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」
厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書
- 日程第35 陳情第20－3号 国民健康保険税に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第1回福生市議会定例会3日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭にお願ひしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成させていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願ひいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、2日目に引き続き一般質問を行います。

まず、8番串田金八君。

（8番 串田金八君質問席着席）

○8番（串田金八君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は、4項目質問いたします。

まず、1点目の地籍調査について御質問いたします。2項目あります。地籍調査はどのようなものかと、地籍調査の今後の考え方について質問します。

まずは、地籍調査についてお尋ねいたします。最近、地籍調査という言葉をよく耳にいたします。特にここ二、三年で聞く回数がふえてくるという気がしています。聞いてみますと、地籍調査というものは市町村が大小問わず、所有者問わず、公共用地だけではなく市内の土地すべてについて一つずつさまざまなことを調べて、最終的に調査結果として高度な地図と、法務局に備えつけられている登記簿におさめられるものと聞いていましたので、私なりに少し調べてみました。

現在は、法務局に公図という地図が備えつけられていますが、これは明治時代の古い資料で、現地となかなか合わずにいろいろな苦労をしていると聞いております。例えば隣地との境界の正確な位置がわからないですとか、道路との境がわからない、あるいは土地の形がわからないとか、ときにはトラブルが生じるという話を聞きましたが、地籍調査を実施することで正確な地図を製作するためそれらを解決できるという話を聞きました。

それでは、近隣の市町村はどうなっているのか調べたところ、西多摩の市町村では福生市と桧原村のほかはどこも地籍調査を実施して、悪かったという話を聞きませんでした。むしろ代々抱えてきたトラブルが解決したとか、災害があったときにすぐに復旧できることができたとかよい話ばかり聞きました。

一例を上げてみますと、瑞穂町は地籍調査を昭和63年から実施していて、全国レベルでも地籍調査の先進自治体という話ですが、その瑞穂町では平成14年に民家が3棟倒壊する山崩れがあったということでしたが、4日目には復旧工事が全面的に可能だったということです。これは既に地籍調査が完了していたからすぐに復旧ができ、町民も普段の生活に早く戻れたのだと聞きました。もし地籍調査が完了していなかったら、まず測量して土地の境界を決定し、そのあとから復旧工事を始めなくてはならないし、もし境界のトラブルがあったなら復旧のめどさえ立たない状況になってしまふところという話でした。

このように他の自治体の状況と比較すると、福生市においては依然として、現在地籍調査が未実施という状況ですが、ここでお尋ねします。まず1点目として、改めまして地籍調査とはどのようなものなのか、2点目として、福生市として今後の地籍調査事業に対しての考え方をお伺いしたいと思います。

次に、商店街活性化についてお尋ねします。これも2項目あります。1項目目が集客について、2項目目が要望事項の検討についてでございます。

昔の話になりますが、コヤマ百貨店の屋上でメリーゴーランドに乗り、猿にえさをやって、大衆食堂で食事したころの商店街のにぎわいが懐かしい今の商店街になってしまいました。そのころの話をすると、福生に西友ができてからお客さんの流れが東口に動いていき、現在までできてしまったのだと聞いたこともあります。そのころは近隣のまちからも活気ある福生に人が集まりました。七夕がいい例で、コヤマ百貨店や石川呉服店などの飾り付けに歓声を上げたものです。今は近隣市に大型店舗や便利な店ができ、逆に福生市から近隣の店舗に足を運ぶだけではなく、財布の中身まで置いてくるようになってしまいました。福生市民だけでも福生市で買い物をしてくれればと商店街の人は思っていることと察します。

今、まさに高齢化時代に入ろうとしているさなかですが、交通弱者にとって近くに商店街がなくては困るのです。何とか商店街に頑張ってもらいたいものですが、福生市にはこれといった観光名所もなく、どうしたら集客ができるのか、商店主ばかりではなくだれしもが思っていることと思います。

こんな例があります。餃子と宇都宮、ラーメンと喜多方、この二つは物産的にはその地域には何のかかわり合いもないものですが、しっかり全国に発信しています。これをまねしろと言っているのではありませんが、ちょっとしたアイディアと発想と努力で人が集まることのいい例だと思います。

ここで市長にお尋ねしますが、長い間福生の行政に携わってこられ、二期8年間の市長の経験からの商店街への集客の考えはどのようなお考えなのかお尋ねします。よろしくをお願いします。

二つ目の要望事項の検討について、私が何回か商店街活性化について一般質問して

いる中で幾つかの要望をしているのですが、要望というのはそれで終わってしまうものなのかお聞きしたいのですが、その要望を検討する機会、または審議されることはあるのか、それを生かすにはどうしたらいいのか教えてください。

例えば銀座通りのアーケードや、簡単な東屋の足湯温泉や、ちょっと一休みできる長いすの設置や、健康ふっさ21を商店街での要望など活性化に少しでもなればと思っただけの質問や要望をしているのですが、私の要望が一例だと思いますが、商店街や市民からの意見やアイデアなど吸収して検討する委員会や検討会などはあるのですか。福生のまちづくりの中に商店街は切っても切れない項目の一つだと思うのですが、市民の協働による各フォーラムの中にも商店街の活性化は必ず取り上げられる事柄ですが、ぜひこれを生かしてよりよい商店街をつくってもらいたいものです。行政ができる範囲には制限があると思いますので、その先どうすればいろいろな意見、アイデア、企画など生かしてくれるのか教えてください。よろしくお願いします。

3点目、ストリートスポーツ施設の建設について、やはり2項目質問します。

スケートボードや自転車モトクロスの苦情について、15年か20年前ごろになりますが、スケボーのジャンプ台など駅前や公園に放置してあり、それを施設工事課が片付け、処分していたことを覚えています。うるさい、危険などの苦情もかなりなものだったと記憶しています。

近年、小学生からかなりの若者まで立派なスポーツとしてブームになっていることを何市かの近隣自治体でもいち早くキャッチして、ストリート系スポーツの専門施設を整備事業として取り入れています。例えば立川市では平成20年度予算に1600万円を盛り込んで、基地跡地にある立川中央公園に建設されるようです。福生市では取り入れられることはできますか。お尋ねします。

若者がスケートボードや、モトクロス自転車や、靴に車輪が並ぶシンラインスケートなどで技を競い合っている姿など想像してください。カッコいいじゃないですか。部屋に閉じこもってゲームをやっている子どもたちを青空の野外に送り出す格好の施設だと思うのですが、いかがなものでしょうか。最近は福生市の子どもたちは近隣市の専門施設に行っていると聞いておりますが、市の方へはスケボーなどの苦情や、施設建設の要望などはきていますか。お尋ねします。

二つ目のストリートスポーツ施設を建設するにはですが、駅前や道路でスケボーなどをすると、立派な迷惑スポーツになってしまいましたが、きちっとした専門施設があれば人に迷惑をかけず、元気な子どもたちが見られるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、福生市ストリートスポーツ施設の検討はしているのですか。前回の12月議会でも田村正秋議員が同じ質問をしています。そのときの答弁をしつかり議会録で見させていただいているので、同じ答弁ではなく少しでも前向きな答弁にいただければと願っております。

次に、4点目の交通規制についてお尋ねします。

1番目の交通規制の時間短縮について、初めにスクールゾーンの規制時間について質問しますが、質問先が警察署のことなので、市の方へは何とか取りついでほしいのでよろしくお願いします。

五日市街道とわらつけ街道のスクールゾーンの時間規制の右折と直進の規制ですが、この交差点は市民会館の先をいき、八高線を越したところにある交差点ですが、以前どこかのテレビ局で進入禁止の放映をしていましたが、学校が8時半には授業が始まっているにもかかわらず、交通規制は9時までになっています。生徒が登校した後の30分間、物陰に隠れた警察官四、五人が侵入してきた車を取り締まっています。生徒たちがいなくなったスクールゾーンでなんでつかまえて罰金を支払わせるのか首をかしげるのです。8時半ともなれば市民や企業は動き出しています。その30分が大事なのです。

規制時間を30分短縮していただけないものの質問ですが、この交差点にはまだ問題があります。交通規制の時間帯は進入できないので、その先の市民会館の駐車場手前の細い路地にその交差点を通り過ぎた車が次から次へと進入してくるのです。どの車もかなりのスピードで住宅街を通り過ぎるのですが、その狭い道路は生徒たちが学校へ行く道路です。人身事故が起こらないうちにわらつけ街道の交差点の交通規制の時間帯はその道も進入禁止にしてもらいたいものです。お願いします。

この質問をすることになってから、あちこちのスクールゾーンを見て回ったのですが、ほとんどのスクールゾーンは9時までになっていました。その30分間でも活気ある福生にしたいので、市民や企業のことも考えてもらいたいものです。ただ立っている何人もの警察官も30分短縮できれば他の仕事はかなりできると信じております。

次に、わらつけ街道と福生駅から上がっていった富士見通りの交差点の右折禁止の時間規制ですが、朝晩の右折は、右折車が右折で停車してしまうと渋滞してしまいます。八高線の踏み切りのこともあるので十分わかりますが、この交差点は朝7時から夜8時までの長時間にわたり右折禁止になっています。先ほども言いましたが、朝晩の混む時間帯を除いた昼間は規制を取り外して、市民や企業に解放してもらいたいものです。

ここものんびりした昼下がり、物陰に隠れるのが得意な数人の警察官がいつ右折してくるかわからない車を待っている姿を見かけるのですが、市民も企業も必死で働いているのです。1日幾ら働けるのか、それを反則金に持っていかれては……です。ですので、この交差点も昼間の交通量が少ない時間帯を解放してもらいたい質問です。

以上で1回目の質問を終わります。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。串田議員さんの御質問にお答えをいたします。

地籍調査についての1点目、地籍調査とはどのようなものかについてですが、地籍調査は土地分類調査、水調査と並びまして国土調査法に基づく国土調査の一つで、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を地方公共団体が実施する土地の調査ということになっております。

地籍とは、いわば人には戸籍があるように土地にも戸籍のようなものがあり、土地の所有者や面積や境界等を記載してあるのが現在ある登記簿や公図でございます。地籍調査は主にこの公図を精査し、現況と正しく合わせる作業を行います。

なぜこのような作業をしなくてはならないかと申しますと、まず公図のできた経緯ですが、江戸時代には年貢を石高に応じて米で納めておりましたけれども、明治時代になって土地の面積に応じて税金を払うようになりました。このときに土地の面積を求める地図が必要となり、住民たちで測量し、作成した地図が現在まで受け継がれている公図でございます。

地籍調査ではこの公図から現在の測量技術で正確な地図を作成し、土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果を記録することにより現在の状況を改善することを目的として実施をいたします。これにより隣地の境界のトラブルは世代が変わってもなくなり、公共用地との境界も明確になります。当然災害が発生した場合でも境界は簡単な測量で復元することが可能になるといったようなさまざまな効果が期待できます。

2点目の地籍調査の今後の考え方についてですが、市では地籍調査の必要性や有効性はかねてより認識をしておりましたが、財政負担等の問題もあり、現在までに地籍調査には着手してきませんでした。

しかし、平成16年から18年の3カ年で地籍調査の基本となる測量の基準点が国土交通省の事業で市内に設置され、地籍調査を実施する要件が整ってきたことや、委託調査が可能になったことなどもございまして、平成21年度から本格的に実施をしていくことを計画をしております。これに伴いまして平成20年度から準備を実施していきたいと、こんなふうに思っておりますが、これから長い時間がかかる作業ということで考えております。

次に、商店街の活性化についての1点目、集客についてですが、七夕まつりを初め商店街を中心にさまざまなイベント事業が行われております。平成18年度は七夕まつりや産業祭、商店街まつりなどを合わせると人出が約46万人となり、西多摩地域の4市3町1村と山梨県の2村で構成している大多摩観光連盟が平成18年度に調査した入り込み客数を見ましても、福生市全体客数の約半数をこの46万人が占めているということになっております。

商店街では集客にはさまざまな工夫を凝らしており、季節に合わせたイルミネーションフェアやインターナショナルフェアなどのイベントを実施しており、市でも新・元気を出せ商店街事業費として補助金を出しております。

また、集客のためには商店街の魅力とともに福生らしい商品開発も必要であり、商工会では平成18年度に「名物名産コンテスト」を行い、福生をイメージした商品の開発を呼びかけ、最終的には62件の応募があり、コンテストの結果、10点の入賞作品が選ばれ、その後商工会によって市内企業へのPR活動、あるいは昨年5月には新宿駅西口広場イベントコーナーで行われた「東京物産逸品見本市」への出品、市内の施設へのポスターの掲示や近隣の温浴施設などへのPR等情報発信に努めておられます。

また、商工会では今年度、新・元気を出せ商店街事業補助金を使い、市内の商店街をPRする「街角テレビ」を福生駅西口駅前に設置しており、またことし2月にはホームページをリニューアルし、地元商店のPRを積極的に行い、個店の魅力を広く消

費者に発信することで集客を図ろうと努めておられるところでございます。

いずれにいたしましても、商店街の問題というのは非常に広域的な形で人が動くようになったということが一つでございます。大型モールも近隣にたくさんできてまいりました。そういう意味では広域的な点から考えなくてはならないということが一つであろうというふうに思います。

それから、当然のこととして、お話のようにもよりの商店街というのは、あるいは商店というのは非常にこれからの高齢化社会の中で大事なことでございますので、こういったものをどんなふうに維持をしていくか、あるいは一人一人の市民の方々の可処分所得という言い方でよろしいかもしれませんが、自由に使えるお金というもの、そういったものをどんなふうに高めていくかといったような問題、あるいは福生の商店街でいいますと、基本的にやなぎ通りが整備されたことによります、あるいは向こう側に西友があるということによります、いわゆる中心が線路の向こう側に移っていくといったような問題、これはもう歴史的な流れでございまして、恐らくずっと青梅線を見ていただきますと、すべてのまちでそういう傾向が既に起こっているわけであります。

こういったさまざまな状況の中で、では集客力を上げていくためにどうしていくかと、基本的には商店街の魅力というもの、あるいは品ぞろえなどで、商品の魅力で商店そのものの努力といったようなもの、それを基礎にした形でみんなで協力をしていくと、そのことしかないだろうというふうに思いますし、そしてまたそのことを、それを外に向かって発信をしていくという、そういう必要性もあらうと思います。いずれにいたしましても、今後も商店街や商工会と連携を進めまして、支援をしていきたいと思うところでございます。またその努力をしなくてはいけないと思います。

次に、2点目の要望事項の検討ですが、ベンチや足湯温泉、アーケードなどのお話をいただきましたが、ベンチにつきましては既に福生市商店街協同組合により福生駅西口の歩道を利用して6カ所に置かれており、買い物客の休憩場所となっておりますが、銀座通りでは歩道と車道の区切りがないため設置することは難しく、現状ではベンチの設置は民地の中に限られてしまうということになります。

また、足湯温泉やアーケードにつきましては、これは基本的にいえば民間でどういうふうなことをやろうというふうに思うかということが非常に大きな問題でございまして、これをやろう、こうしようということが出てくればという、そこからでないとなかなかスタートができないという問題がございしますが、いずれにしましても、多額の経費をかけることになりまして、歩行者の安全確保や、消防法などの法律規制などさまざまな問題点がございしますので、現時点では大変難しいだろうと、そう思っております。

市では商店街や商工会などと連絡会等を行っておりますので、その中でもさまざまな御意見をお聞きすることがございます。また私も商工会の活性化懇談会のメンバーにもなっておりますので、できるだけ出ささせていただいていろいろなお話をお伺いをして、それがどういう形になっていくかというようなことになっていきますけれども、現在の活性化懇談会の方向は、既存店を元気にしようというところでございまして、

前にやりました空き店舗対策という形で3店、4店ぐらい空き店舗に支援をして、空き店舗をつぶすという、そういうやり方でなくて、今は既存店をどれだけ力をつけていくような形にしていくかという形で方向に今動いておりますので、こういった地道な努力というものはやはり非常に大事なことだろうなというふうに思っております。

いずれにしても、実現可能なアイデアや長期的な構想などさまざまな御意見、御要望といったものをいただきます。これらは担当課で当然のこととして吸い上げまして、精査をし、その後、市の内部的には施策検討会という制度をつくっております、政策、あるいは施策についての検討を行います。それから総合計画策定委員会といった形で今度は実施計画まで上げていくという形になってまいりますので、そういった各種の会議を通じまして進めていくと、こういうことになります。

いずれにしても、今後も商店街などのさまざまな御意見を聞きながら、多角的に検討を加え、生活の充実という、市民生活の充実という意味で、あるいは商店街を魅力あるものにしていくという意味での施策をしていかなければと、そんなふうに思います。

いずれにしても、商業主の皆様方、大変だろうと思いますけれども、大変だからこそまさにこれから新しい形をみんなで協力をしつつ、アイデアを出しつつ、つくっていかなくてはならないと、そんなふうに思っております、だれかがやってくれるといったような考え方はここでもやはり通用しない世の中になっているということ、そのことは我々を含めてみんなでもっと肝に命じながら先へ進まなくてはいけないのではないかと、こんなふうに思います。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

また、交通規制につきましては、交通規制の時間短縮につきましては、担当部長からお答えをいたします。

以上で串田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 串田議員さんの御質問にお答えをいたします。

ストリートスポーツ施設の建設についての1点目、スケートボードや自転車モトクロスにかかわります苦情についてでございますが、以前は道路や公共施設の駐車場など、ジャンプ台などを設置をいたしましてスケートボードを行い、騒音で近くの住民の方から苦情が入ることもございましたが、近年は公園や体育館、市民会館などの公共施設におきましてスケートボードでの騒音など市民からの苦情につきましては、関係部署では特段把握をしているという状況にはございません。また、最近ではまち中でスケートボードを行っていたり、あるいはスケートボードを持ち歩いているといった方の姿を見かけるということも少なくなっているように感じております。

次に、2点目のストリートスポーツ施設の建設に関する御質問でございますが、ストリートスポーツとは市街地の道路やまち中の道路で行うスポーツの総称で、スケートボードやインラインスケート、自転車モトクロス、あるいはスリーンオンスリーというバスケットボールなどがございます。

このストリートスポーツのできる施設としては、例えば武蔵野市のストリートスポ

ーツ広場などのように近年では自治体で設置しているところも御指摘のあったところでございます。また、設置目的も若者の健全育成や子どもの居場所づくりなどとなっております。言われているとおりストリートスポーツは立派なスポーツでもあり、施設が整って、ルールに従って行われることによりましてさまざまな成果が出るものと理解はいたしているところでございます。

しかし、ストリートスポーツ施設をつくりますには、住宅地の中での建設は困難でございます。目下のところでは市内にその適地を見出し難いというのが現状であろうかというふうに考えております。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上、串田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○副市長総務部長事務取扱（高橋保雄君） それでは、市長の補足答弁をさせていただきます。

交通規制についての第1点目、交通規制の時間短縮についてでございますが、初めに五日市街道とわらつけ街道が交わる交差点の件でございますが、この場所から拝島方面へは朝7時から9時までは指定方向外進行禁止となっております。道路は第三小学校の通学路に指定されております。

7時から9時という時間設定は、児童の安全確保を図るために地域住民からの要望をいただきまして教育委員会と調整し、福生警察署に要請いたしまして現在の規制時間となっております。また、この交差点を規制することによりまして、議員さん御指摘のように1本先の市民会館駐車場手前の道路を右折し、住宅街を抜けてわらつけ街道へ入ってくるような車両も見受けられるようでございます。

また、富士見通りとわらつけ街道の交わる交差点、保健センターから国道16号に向かって踏み切りを渡った場所ですが、御指摘のとおりここは7時から20時まで指定方向外進行禁止となっております。踏み切りと隣接して渋滞等が予測されるために右折を制限した場所かと思われます。

いずれにいたしましても、わらつけ街道は大変狭い道路で、歩行者の安全等を考えますと、地域の方の理解をいただかないと時間短縮については難しいかもしれませんが、福生警察署に話をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（串田金八君） 丁重な御答弁ありがとうございました。2点ほど再質問させていただきます。

地籍調査というものは大変有効な事業であり、市として着手していく必要があることが伝わってきましたし、全体の概略もよくわかりましたが、もう少し伺ってみたいと思います。財政面や組織の問題はどう考えていますか。地籍調査というものは福生市の行政面積の10.24平方キロメートルを調査していくことになると、結構な時間と事業費がかかると思うのですが、具体的な年数や21年度の事業規模と、近隣のトラブルがあった場合などにどのようにしていくのかお尋ねしたいと思います。

また、当然新事業ですから、組織をきちっとつくってから調査を実施すると思うのですが、昨今の職員削減の流れと相反することだと思います。その辺はどのようにしていくのか、お考えをお尋ねします。

二つ目の再質問です。ストリートスポーツ施設の建設については、現状においては難しいとのことですが、立川市で平成20年度に予定されている施設があるので、立川市へ出向いて少し研究してみたいかと思いますが、このことについて前向きな答弁をお願いします。

二つ再質問をお願いします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 串田議員さんの再質問にお答えいたします。

地籍調査の財政面、その他事業の規模等、近隣のトラブルがあった場合、このようなことかと思いますが、地籍調査の財政面についてでございますが、この地籍調査は国庫補助と東京都補助の対象事業でございますので、総事業費のうち国は2分の1、東京都は4分の1を負担することになります。したがって、市の負担は4分の1ということになります。そのうち約80%は翌年度に特別地方交付税の対象となりますことから、さらに市の負担は軽減されると、このように考えているところでございます。

また、この事業はすぐに市内全域を調査できるわけではございませんが、国土調査法に基づき厳しく定められた工程どおりに実施をしていかななくてはなりません。市民の皆様にも立ち会いをお願いしなくてはなりません。さらには権利調査や測量にも時間がかかるということになります。

このような状況の中で、今後の計画を考えてきたわけでございますが、市長答弁にもありましたように、平成20年度を準備期間といたしまして、平成21年度から実施を予定しております。

御配付しております実施計画の80ページに実施計画が載っておりますので、細かい内容につきましては御参照いただきたいと思います。基本的には21年度から毎年度実施をしていく予定をしております。十数年を要するのではないかと、1年で約0.2平方キロメートルの範囲内において、まず道路の境界から調査を始めまして、官民境界等選考調査、いわゆる街区調査から実施していくこととなります。

具体的には、まず公図にある市道の位置を測量し、その測量の成果を使って土地を図ることになるわけですが、今後の道路管理や公有財産管理上でもメリットが出てまいります。市民の権利関係でも明確になってくるのかなと、そのようなことが考えられます。

そして、街区調査の終了した地域については、時間をかけずに民、民間の境界を確認するいわゆる1筆地調査に着手していくことになります。このようなことを進めていくということが今後の事業展開でございます。

また、近隣の方々とトラブルは事前に実施年度、地区ごとになるかと思いますが、説明会を開催いたしまして、できるだけトラブルが発生しないよう慎重に対応していきたいと、このように考えているところでございます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、地籍調査の組織としての対応についてでございますが、本調査につきましては平成21年度から実質の調査に着手してまいりますことから、その準備のために20年度にはパートタイマーを1名配置していく予定でございます。

また、大変長期的な仕事となりますが、この準備を進めていく段階の中でさらに事務量や事務分析等の精査のもとに適切な組織としての対応を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○教育次長(宮田満君) ストリート系スポーツ施設の建設についてでございますが、串田議員御指摘の立川市では平成20年度に建設するとのことでございますので、関係部署の職員をもちまして立川市に出向きまして勉強してみたいと思っております。

○8番(串田金八君) どうも答弁ありがとうございました。それでは要望に移らせていただきます。

一番最初に、地籍調査についての要望です。4月からの新規事業になりますが、福生市全土を測量する大規模な事業になるとともに長期戦になるわけですから、万全の体制で、市民同士や官民のトラブルがないよう速やかにこの事業が達成できることを要望しておきます。

次に、商店街の活性化についての要望です。商店街の活性化は全市民の願いだと私は思っています。それには商店主が頑張ってもらわなければならないのですが、結論は集客に尽きると思いますので、全市民の期待と希望にこたえるよう担当の地域振興課には大いに奮い立ってもらいたいと願っています。

それと、例ですが、小江戸を観光の目玉にしている川越市のことですが、先日町会長経験者でつくっている市政会が親睦旅行へ行ったときの話ですが、川越市は全市をあげて観光に力を入れている。それが証拠には観光客誘致に観光バスをふやすため現市役所を移転させ、そこを観光バス専用の駐車場にしたと聞きました。調布市では駅のそばではなく、バスの乗り降りを商店街の中を歩いてバスを利用できるようにしているようです。もう一つあります。大分前のことですが、ディズニースーパーストアで餃子ボックスを買うのに1時間以上も長い列に並んだことを覚えています。

このように全国至るところでアイディアや知恵を絞って頑張っていますので、福生市でも商店街はもとより商工会、観光協会などとがっちり連携をとり、いろいろな市民からの意見や、全国の活性化に成功した例などを多角的に吸収し、検討してもらい、福生市独自の活気ある元気な商店街にしてもらうことをお願いしておきます。

次に、ストリートスポーツですね。市内には現在適地がない状況はわかりましたが、横田基地の中にもそのような施設があるようなことを聞いているので、市民の若者との交流を含めて基地内の利用についても研究をしていただきますよう要望しておきます。

四つ目の交通規制についての要望です。この質問は福生警察にお願いするというものですので、福生警察から公安へいき、検討されて福生警察に戻ってくると思われますが、安全で安心なまち、元気な福生市になるよう願って私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、19番田村正秋君。

(19番 田村正秋君質問席着席)

○19番(田村正秋君) それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせてい

たきます。

4点になっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目といたしまして横田基地についてでございます。

横田基地での合同演習について、先日の新聞の報道によりますと、2月23日に米空軍の輸送機に陸上自衛隊のヘリコプターを搬入するという初めての合同演習が行われたというふうなことでございました。今回初めてだということで関係者約100名が参加したというふうな報道がございました。具体的な内容につきましてぜひ説明をお願いしたいと思います。

それと、きのうも阿南議員さんの話があったのですけれども、軍軍共用の始めなのかなというふうなお話もありましたけれども、今後のこういったスケジュールについては理事者としてはどういうふうにとらえているのか。

それと、昨年の基地対の方でも質問もさせていただきましたけれども、やはり我々もチェック機関としてぜひ中の施設とか、あるいはそういった演習についてもしっかりと確認をしていきたいと、確認したいなというふうな意見を出させていただきましたが、その後にはこういった演習について、我々も視察をしたいなと思うのですが、そういった申し入れにつきましてはされたのかどうかお願いいたします。

続きまして、市民参加につきましてお尋ねをいたします。

市長におきましては、2期8年間にわたりまして本当に衷心より御苦労さまでした。市民参加のまちづくりというふうなことで、市長が中心に上げてこの2期8年間取り組まれておりました。先日の所信表明の中でも、新年度に当たっては市民参加のまちづくりということがいろいろな部署に絡んでいるのではないかなというふうに思います。

市長が当初市民フォーラムや分権型社会の中で、自己責任、自己決定、自己選択のあり方をいろいろな事業の中で説いておりました。非常にまだ、これから道半ばだというふうに私は思っているのですが、ここで勇退されるというふうなお話でございますので、今までの成果とこれからの課題、さらにはこれからの展望につきまして市長の見解をお願いいたします。

続きまして、3番目といたしまして南公園の復興についてでございます。

昨年の9月の6日、7日にわたりまして台風が上陸いたしまして、南公園の方が非常に壊滅的な打撃を受けたわけでございます。私も議員になりまして2回目の大きな災害ではないかなと思っているのですが、市民の方々からも非常に南公園はたくさん利用されているということで、一刻も早く復興していただきたいというふうな切なる要望がございます。12月議会でもさまざまに議員から質問があったかと思いますが、その後に、1といたしまして、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。それと2といたしまして、今後の復興までのタイムスケジュールについてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、4点目といたしまして教育問題についてでございます。

小・中学区と児童・生徒の定員についてでございます。子どもたちを取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございまして、非常に少子化時代だと言われる中で毎

年、私も今まだ小学生がおるのでPTAなのですが、本年度、どれだけ子どもたちが入るかというのが非常に地域で話題になるのですね。それで1人ふえることによってクラスが3クラスになったりとか2クラスになったりとか、そういう時期だと思うのですが、本年度の小・中学校の子どもたちの数についてはどういうふうに把握しているのかお願いいたします。

それと今、子どもたちの進学の方には、子どもたちの学校の配置については、市のホームページにもありますように町会が区分されていて、その中でこういった形で図が区切られてきているわけなのですが、どうしても、私の方は二中学区なものです。線路を挟んで本当に目の前が六小であったり、うちなんかもドアを開けると一小的門が見えたりとか、非常にボーダーラインすれすれのところがあるのですね。

いろいろな市民の意見の中で、やはりそういった学区の問題、これは町会との関係の中で非常に時間もかかって、非常に難しい問題もあろうかと思うのですが、やはり今後は少子化傾向が多分さらに続くのではないかなというふうに思っているのですが、こういった学区の研究についてはされているのかどうなのか。やはり、どうしても新学期になりますと子どもたちの数の問題、配分がありますので、非常に厳しいものもあるのですが、1人入ると3クラスになったりとかいうこともあるので、これからの学区の問題につきましてもどのようにとらえているのかお願いいたします。

4点です。よろしくお願いします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 田村(正)議員さんの御質問にお答えをいたします。

横田基地についての横田基地での合同訓練につきましては、米軍の大型輸送機へ陸上自衛隊のヘリコプターを搭載する方法について検証を行ったものだそうでございます。これは昨年からの新しい取り組みで、航空輸送について日本、アメリカ、オーストラリアの3カ国が協力して、どのようなことができるかを意見交換をしており、今回横田基地で行われたのは、スマトラ沖地震などの大規模災害のときに被災地での物資輸送をヘリコプターで実施することを想定をいたしまして、陸上自衛隊のヘリコプターCH-47を米軍の大型輸送機C-17へ搭載するという訓練を実機を、実際に機械、ヘリコプターと飛行機を使って検証したとのことでございます。

次に、今後の訓練の予定ですが、陸上自衛隊の広報部に確認したところ、来年度の日米合同訓練については、現在米軍と日程を調整している段階とのことでございます。

なお、御希望のありました日米合同訓練の視察につきましては、自衛隊に伝えましたが、訓練相手もあることから即答はできないとのことでございます。自衛隊からの回答が得られましたならば御報告をさせていただきたいと思っております。

次に、市民参加のまちづくりについて、これまでの成果と今後の課題ということでございます。平成13年度から始まりましたまちづくり市民フォーラムをきっかけにしまして多くの市民の方がまちづくりを考え、あるいはかかわれる機会が生まれたということにはなっていると思っております。現在ではさまざまな計画等の策定で市民の方々が参加していく機会がふえまして、また環境、景観分野での市民との協働など市民意識の醸成とともに、計画から実践への段階へと進んでいると考えております。

分権型社会の中で、自立した自治体とは自己選択、自己決定、自己責任を自覚し、自分たちの住むまち自分たちで考え、つくるという意識を持った自立した市民が行政と協働してまちづくりに取り組んでいくということになるわけであります。

地方分権一括法の施行からの分権の流れは、必然的に市民参加、参画、そして協働を求めてきたわけですが、いずれにしても、参加、協働の前提として市民が自分の住むまちの現状、光も影も含むというふうな言い方をしておりますけれども、福生市のありのままの姿を知っていただくことが非常に大事でございまして、そのために「データから見る福生市」だとか、あるいは「財政白書」だとかといったような形で、ホームページもそうですが、いろいろな情報を出させていただいて、そういったものについての話し合いができるようになっていければと、こんなふうには思っております。

おかげさまで分野別計画での市民プラン作成への取り組みなど計画段階での市民参加は大分進みました。また自然環境、景観等の分野での協働、公園ボランティア活動、あるいは道路もそうですし、看板の問題もそうですが、そういった各種のボランティア活動、それから市民参加から協働へと、そういったことで前進していることは一つの成果であろうと、こんなふうに思いますが、むしろこれからまさに正念場ということになってくると思っております。今後もさらに一層、方向は見えているわけですので、その方向を見失わずにみんなでもって協力をしていくという方向が出てくれば、福生というまちはすばらしいまちになっていくのではないかと、こう考えているということでございます。

それから次に、南公園の復興についての1点目、現在の進捗状況についてでございますが、平成19年9月6日から7日未明にかけて上陸した台風9号の影響によりまして、公園管理施設や河川管理施設の護岸部分等が甚大な被害を受けました。復旧については国土交通省の補助を受けて実施することで調整をしていたため復興に時間がかかっており、利用者の皆様には御不便、御迷惑をおかけしております。

この復旧工事につきましては、国土交通省の平成19年度の都市災害復旧事業の補助を活用していくことで協議、調整をしております。現場での災害査定を平成19年11月27日に実施し、補助事業として採択されました。平成19年12月議会に追加の補正予算のお願いをして、御議決をいただいたところでございます。その後、平成20年、ことしの1月16日に契約を締結をいたしまして、3月29日を工期として現在復旧工事を進めております。

今回の工事では、公園内に堆積した土砂やアスファルトの塊等の撤去と整地や、野球場、テニスコート、ゲートボールなどの各施設の最低限の原形復旧整備を行い、平成20年4月12日からの仮開園を予定をいたしております。

また、ことしの1月16日には都市建設部長と私が京浜河川事務所長のところに向きまして、南公園付近の河床が高くなっているために、こういったものがいろいろと問題を起こすということで、下げていただくように多摩川河床改修についての要望書の提出をしてまいりましたが、あわせて台風9号で被害を受けました南公園、かに坂公園、永田橋下流付近等の護岸崩壊部分の復旧工事の早期実施をお願いしてまいり

ました。これを受けまして、永田橋下流部分については早速、2月下旬から暫定ですが、護岸の復旧工事を実施していただいております。

次に、2点目の今後の復興スケジュールについてですが、河川敷の利用について、国土交通省では多摩川における河川整備の基本となる「多摩川水系河川整備計画」を作成しており、福生南公園は沿川住民のための人工的な施設利用の余暇レクリエーション空間の位置づけとされておりまして、そんな形で占用し、整備をしております。

しかし、河川敷の施設であるため、今後も河川の増水による被害を受けることも考えられますので、南公園の整備方針や内容につきましては、現在公園のあり方の庁内プロジェクトが活動しておりますので、公園の施設を見直す機会として、各施設の整備方法などについて議会、市民の皆さんから御意見をいろいろいただきながら、占有者である京浜河川事務所と協議、調整を図っていくこととしております。

河川管理側の護岸崩壊の復旧工事は、国土交通省の直轄事業として平成20年度に実施し、年度末に完了する予定と聞いておりますが、護岸の復旧工事等との関連もございまして、公園全体の整備計画につきましては平成20年度中に一定の方向性を出していきたいと、そんなふうに思います。

次の教育問題につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で田村（正）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 田村（正）議員さんの御質問にお答えをいたします。

小・中学区と児童・生徒の定員につきましてはの御質問でございます。市立小・中学校には定員というものは設定いたしておりません。教育委員会は学校教育法施行令の規定によりあらかじめ通学区域を設定し、これに基づきお子さんの通学する学校の指定を行っているところでございます。

平成20年度におけます市立小・中学校に就学予定の児童・生徒数及び学級数でございますが、2月26日現在の見通しといたしましては、小学校では第一小学校79人2学級、第二小学校72人2学級、第三小学校83人3学級、第四小学校47人2学級、第五小学校50人2学級、第六小学校80人2学級、第七小学校59人2学級。中学校では第一中学校183人5学級、第二中学校203人6学級、第三中学校106人3学級の見込みとなっております。

通学区域の見直しについてでございますが、今後の児童・生徒数について、教育委員会では小学校児童数は平成20年3059人、21年3080人、22年3039人、23年3072人、24年3143人、同様に中学校生徒につきましては平成20年1533人、21年1547人、22年1619人、23年1556人、24年1520人と推計をいたしておりまして、横ばい、あるいは微増という状況にございます。このため、現段階では児童・生徒数の減少による学校の統廃合や学区域の見直しを早急に行わなければならない状況にはないものと考えております。

また、通学区域の見直しにつきましては、学校の適正規模、適性配置の観点から慎重に検討いたしていく課題であるというふうに考えているところでございます。

以上で田村（正）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。



○議長（原島貞夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（田村正秋君） 御答弁いただきましてありがとうございます。 それでは、再質問させていただきます。

それでは、横田基地についてなのですが、今回の合同演習につきましては、スマトラ沖地震などの大規模災害のときに被災地に支援物資を運ぶヘリコプターの搭載というふうなことなので、平和利用の観点から、この点につきましては非常に私の方もぜひ、こういった演習はいいなというふうに思うのですが、ただ、きのうも清水議員から話がありましたけれども、私も昨年の横田基地対策特別委員会の方でも話させていただきましたけれども、昨年のような台風での災害とか、そういったときにやはり自衛隊が600人もくるというふうなこと、あるいは米軍もいるというふうなことで、やはりこれから環境問題も非常に、どんな問題が起きるかもわかりませんので、そういったときにやはり応援要請、あるいは自衛隊、あるいは米軍との共同で災害に立ち向かっていただきたいなというふうに思うのですが、そういったことにつきまして何らかの理事者の方も考えられているのか、それともそういう話を今後はされるのかどうか、その点につきましてもお願いをいたします。

それと、もう一度今度は企画財政部長の方にお伺いしたいのですが、かつては古い議員は承知だと思うのですが、我々も硫黄島の方に視察したことがあるのですね、入間から日帰りです。それで、やはり自分たちの目で自衛隊と米軍が使う基地が整備されて、それでタッチアンドゴーをやるというふうなことを我々直接見ることができたのですね。非常に我々としても市民にやはりこういった税金がこういうふうに使われているというお話もできるし、やはりすごい説得力がある話なのです。

それで、先日も横田基地の方も視察もさせていただきましたし、司令官も何かあったらぜひ言ってくださいというふうなお話もされているのです。ですから、いろいろと今、情報提供がされていると思うのです。たえず細かい部分で。非常に結構だと思うのですが、もう一步踏み込んで、やはり我々もそういった今回みたいな合同演習というのは非常に結構なことだと思うのです。それで、次もスケジュールがあるというふうなことなので、ぜひ視察する機会を持ってもらいたいと思うのですが、部長はどのようにこの辺を考えているのか、ぜひお願いいたします。

それともう1点なのですが、軍軍再編ですか、600人の自衛隊がこられるというふうなことで、もうかなり施設もいろいろなところにできているというふうに感じているのですが、600人のこの間のときから情報が入りましたよね。そのときから軍軍供用の問題が始まったのか、それともいつの時期から、きょうから軍軍供用が始まりますよと、そういうなんかスタートみたいなものがあるのかどうか、だから今回の自衛隊との米軍との関係の中で、これは一市民は既に軍軍供用が始まったのでは、そのいろいろの「い」ではないですけれども、もう既にこれがスタートなのかという

ふうなこともいろいろ言われるのですが、その辺につきましてはどうか、お願いをいたします。

それと、市民参加の観点なのですが、本当に2期8年間に及ぶ市政なのですが、本当に市民の方も自覚というふうなことで、いろいろな部署に市民が参加していただいて、いろいろな意見を出してすばらしいなというふうに思っているのですが、やはり野澤市政がなくなるとこの市民参加のまちづくりというふうな一つの中心がずれるのではないかなというふうな意見が随分出ているのですね。次にやる方もしっかりと確認をしていらっしゃると思うのですが、この辺の中で、やはり市長は非常に大きなゴーサインを出しているのですが、各部署の職員とか、そういった部署の人たちについてはどういった自覚をもたれてこれからの年度をいくのか、その点につきましてもぜひ、今後の展望につきましてもう一度詳しくお願いしたいと思います。これも企画財政部長でよろしいですかね。よろしくお願いいたします。

続きまして、南公園の関係なのですが、進捗状況につきましては今説明があったのですが、今回の進捗状況につきましてもいろいろと市民の方からも話題になっているのですが、特に利用者の方が、少年野球とかテニスとか朝のマラソンとか、いろいろなことをやっている方からいろいろ話もあるのですが、ここで利用者説明会等もありますし、ぜひ意見を聞いていただきたいなというふうに思うのですが、ただ1点その中で、我々も少年野球でコーチの経験もしていたときに、南公園の水はけが非常に悪いのですね。6月の梅雨時期になると必ずスポンジを持って行って、水をかき出しながらやったというふうな経験がもうずっと続いていると思うのですね。

それで、今回の市長答弁の中ではあくまでも現状の復旧だというふうなお話なのですが、ぜひその辺は現状の復旧ではなくて、あくまでも水はけのいいグラウンド整備というふうなことも考えていただきたいなと。非常にこれはどこのサークルも確認していると思うのですが、やはり南公園のグラウンド、水引きが非常に悪いので、その辺もせつかく整備するのだし、その辺の考え方もお願いしたいなと思います。

それともう1点なのですが、今回の復旧にかかわる1億5000万円というふうな予算が昨年言われておりまして、その内容につきましてもう少し詳しくお伺いしたいなというふうに思います。

それと、教育問題につきましては先ほども質問させていただきました。小・中学校の方は定員ではないというふうなお話で、定数ですか。すみません。その辺は確認いたしました。

先ほどの答弁の中では、四小なんかは47人で2クラスですか、20人学級、五小も20人学級というふうなことで非常に少なくてありがたいのですが、ところが六小は2クラスで80人ということで、もう1人いると3クラスになるというふうなことで、非常にバランスがあるわけなのですが、その辺も確認をさせていただきました。今後は、まだ5年間ぐらいは今の推移ぐらいでいけるというふうなことなのですが、今後につきましてはさらに学区の問題につきましても研究していただきたいなというふうに思います。

そこで、再質問なのですが、最近では小学校もそうなのですが、中学校も含めまし

て国公立、私立に進学するケースが非常にふえているなというふう思うのですが、今年度の国公立に進学する中学生についての状況につきましてはどのようにとらえているのかお願いいたします。

○副市長総務部長事務取扱（高橋保雄君） それでは、私の方から横田基地について、応援協定、自衛隊、米軍との災害派遣についてでございますが、まず自衛隊につきましては福生市地域防災計画の中で、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合につきましては、災害対策本部長である市長が都知事に対し災害派遣要請を依頼することができることとなっております。都知事はそれを受けまして陸上自衛隊第1施設大隊に派遣を要請をいたしまして、市の方へ自衛隊が派遣されてくるような流れとなっております。

市としての受け入れ体制といたしましては、派遣された部隊が効率的に活動できるような活動拠点、ヘリポート及び宿舎等を準備することとなっております。

それと、米軍というか、横田基地からの支援につきましては、清水議員さんにも答弁をさせていただきましたが、現在では公式な位置付けになりますと国と国とのクリアしなければならない問題が出てくるとおられますので、今後関係者の会議等がございますので、その中でお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、基地における訓練の視察についてでございますが、横田基地に確認を取りましたところ、米軍の訓練は事前に日時の特定ができないケースが多いこと、また24時間体制の訓練もあるなどの状況がございますことから、実際に訓練の日時を設定することが難しいといった、そんな問題もございます。それと訓練によっては警備が厳しいという、そんな場合があるそうでございます。

このような状況ではございますが、どのような訓練が見たいかを申し出てもらえれば対応できる場合もあるとのことでございます。なお、マスコミに公開する訓練の場合には対応できる可能性が高いとのことでございますので、今後調整をとらせていただければと、そのように考えております。

続きまして、いつからが米軍再編の時期なのかといったことについてでございますけれども、これは平成18年5月1日のツー・プラス・ツーの共同発表を受けて、18年5月30日には閣議決定をされまして、その中で航空総隊司令部の併置の件も決定をされたところでございます。国といたしましては、この閣議決定を再編の時期としてとらえているとのことでございます。

なお、航空総隊司令部が横田へ移駐する平成22年度を共同使用を開始する日と、そのように位置付けているとのことでございます。

なお、今回の自衛隊のヘリコプターの米軍輸送機への搭載につきましては、市長答弁にもございましたとおり、日米豪の3カ国が協力して実践をした検証とのことでございまして、再編とは直接的には関連をしていない、そういった位置付けだそうでございます。

続きまして、市民参加のまちづくりについての今後ということでございます。分権

型社会の中で福生市が持続可能な自立したまちとなるためには、市民参加、それに協働というものが不可欠でございます。計画策定の段階から実践の協働へと当市の市民参加は新しい段階へと前進をしており、市民のパートナーとしての職員の意識も高まっております。

今後の行政運営は市民参加、協働を前提として市民と職員が情報の共有を図りながら、共通の認識を持って進めていくこととなりますので、この流れは変わることのないものだと、そのように考えております。

○教育次長（宮田満君） 南公園の復興につきましての1点目、利用者の声の聴取でございますけれども、体育施設の利用者の方々と新年度の利用につきましての懇談会の開催を今月予定してございます。その際にも十分な利用者の声をお聞かせいただきたいと、このように考えてございます。

次に、グランドの水はけが悪いということでございますが、今回は大雨による被害後の緊急復旧工事ということ、また最低限の原形復旧整備ということでございますので、どうか御理解をいただきたいと存じます。

また、今後のことでございますが、河川敷ということでコンディション、いろいろ問題があると思いますので、関係部署とも十分協議をさせていただきたいと思います。

○参事（川越孝洋君） 平成20年度、国公立中学校等への進学状況でございますけれども、2月27日現在、62人になっておりまして、現市内6年生在籍生徒数の総数の10.3%となっております。例年11%前後でございまして、来年度におきましても国公立、私立への中学校への入学予定者は例年並みということでとらえているところでございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 田村（正）議員さんの再質問にお答えいたします。

災害当初、国に要望していた災害復旧の金額は1億5000万円であったというお話ですが、当初にこのような説明をしているところでございますが、この申請は9月6日、7日の台風以後2週間後に都と協議調整し、補助があることを確認をいたしまして概算申請したところでございます。国、都からはできるだけ災害全体の総額を申請していただきたいと、こういう話がございましたので、1億5000万円の申請をしたところでございますが、この内訳といたしましては、公園内に堆積いたしました土砂やアスファルトの塊、ごみ等の撤去と、崩壊した園路等の復旧工事として7000万円、また公園全体をすべてもと通りに調整、整備する工事費として8000万円を見込まして、総額で1億5000万円で当初概算申請をさせていただいたところでございます。

その後、南公園全体の復旧については、今後の公園のあり方などについて検討することになったこと、また河川側の崩壊した護岸復旧工事は台風直後、都市建設部部課長で京浜工事事務所に行きまして、原形に戻してもらいたいのと、現在の災害状況での復旧なのか確認をいたしまして、現状、もとの状態に戻してほしいと、こういうふうな要請を2回ほど行いまして要望してきたわけでございます。このことによったのではないかというふうに想定をしていますが、直轄工事で実施することになりまして、護岸をもとの状態に戻していただくという話になりまして、平成20年の4月からの

仮開園に向けて堆積の土砂の撤去や、野球場、テニスコートの復旧をするために今回は正式に補助申請を実施したところでございます。その額が3500万円でございます。

市長答弁にもございましたが、平成19年12月議会におきまして3500万円の補正を計上させていただき、御議決をいただきまして、御存じのように現在工事を実施しているところでございます。以上のような経過となっているところでございます。

○19番（田村正秋君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

今回の自衛隊との関係の中では、非常に災害に向けての合同訓練ということで、非常にいい感が私もありますので、災害時の関係につきましてもさらに詰めていただきたいなというふうに思います。

それと、今後はマスコミ等ですか、そういったときには視察も可能だというふうなお話もあったので、ぜひ我々もやはり今までいろいろな、理事者の方もいろいろとファックスを送っていただいているのですが、やはり現場を見るというのが、私も今まで1回もそういう訓練の現場とか見たことがないのですね。だからぜひそういった視察もできるようにお願いをいたします。

それと、次に市民参加の部分では、分権型社会の流れの中で職員も自覚しているというふうな流れの中で、ぜひ市民参加のまちづくり、今いろいろな経済的にも厳しい中で、やはり市民の力をいただきながらまちづくりをするというのは大変結構なものですから、さらに中心に上げてお願いをしたいなと、次の市長の方にもよく申し送りをしていただきたいなと思いますけれども。

続きまして、南公園の関係なのですが、今、宮田次長の方からも答弁がありましたけれども、現状復旧で御理解いただきたいというふうなことなのですが、特にこの野球場の方の外野の部分でどうしても1箇所、2箇所たまるところがあるのですね。だからそういった部分のポイントだけでも吸い込みとか、そういったこともできないのですね。どっちが答弁するかわからないのですが、それだけちょっと御答弁をいただきたいなというふうに思います。

それとあと、小・中学校の学区の問題とか、この辺につきましては非常に今微増だというふうなことなのですが、今後子どもたちがやはり減少するというふうなこともあわせて考えますと、町会との絡みとか、学区の問題につきましてもいろいろと市民の声とか、あるいは研究をしていただきたいなと思います。

それでは、1点だけ再質問をお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 野球場等の補修ということでございますけれども、占用許可を受けておりますので、京浜河川事務所との協議も必要になるかと思うのですが、軽微な部分については申請をお願いして、できるだけ実施していただけるようお願いをしていきたいというふうには思いますが、現状、今工事中でございますので、その状況がどうなるかというところも見極めないといけませんので、それらを見極めまして状況判断をさせていただいて、上流事務所と調整をさせていただきたいと、許可の範囲ということになるかと思いますが。

○19番（田村正秋君） 特に長い間、南公園の外野の部分というのは粘土質という

のですかね。必ず梅雨時期になると雨がたまって、関係者がいつも苦勞しているというのを私も確認しているのですが、やはり現状復旧だというのですけれども、幾つかそういったドレンで水を吸うような形での現状復旧みたいなものもぜひお願いしたいと思います。我々も楽しみにしておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、20番小野沢久君。

（20番 小野沢久君質問席着席）

○20番（小野沢久君） それでは、御指名をいただきましたので、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

市長さんには長い間大変御苦勞さまでした。私もこの間一般質問、8年の間に何回か休んだだけで繰り返し質問してまいりました。100項目を超すだけぐらいの項目の質問はしてきたと思うのですが、その一つ一つに真摯に御答弁をいただきました。

我が市の市長さん、伝統的にそうですが、党派にかかわりなく本当に親切に、丁寧に答弁をされております。市によっては、党派によっては随分はした答弁があるようなところもありますけれども、我が市はそういうことなくだれの質問にも丁寧にお答えになる、そういう面では大変いい伝統ではないかなと思っております。

そこで、市長さんに質問を何点かするわけですが、これがいずれにしても私の最後の質問になるわけで、残りあと2人おりますけれども、そこで8年間の成果を聞くとっても、野澤市長さんは石川彌八郎市長さんのときの助役さんが2期8年間、そして自分で市長として8年間、この行政の中核でやはり活動してきたという面ではまさに中心的役割を担ってきた、そして特にこの8年間はそうした継続した中での集大成の時期ではなかったのかなと思っております。

一番長いのが中学校の給食問題でございました。これは私が初めて議員に当選させていただいた以前の出来事からですから、意見書の採択からですから、30年ぐらいにわたりまして取り組んできたことですが、来住野教育長さんの時代にいろいろ策をやりまして、宮城教育長さんになってやっと実現したと。その間には自校直営方式ということで市長選挙に臨んだ政党もありましたけれども、何とか今の形で一步も二歩も前進した、これは一つの、大変長年の懸案が実現した一つの例ではないかと思っております。

それから、田園西地区の区画整理の関係もそうです。秋川の森山の多摩川を挟んだ福生分、福生側にあった方々の陳情を受けまして、福生市で境界変更するということがありまして、私はそれに直接かかわってまいりましたけれども、そのときは区画整理ということよりも多摩川、今の中央公園を何としても使いたいと、それが大きなウエートを占めておりました。その中で区画整理にどのぐらいの費用がかかるか、当時ありましたけれども、それよりもあの河川敷を使う方がはるかに利益が上がるという判断で率先して取り組んでまいりました。共産党の執拗な反対がありましたけれども、実現をいたしまして、今、法務局があつたり、特養のホームがあつたり、大変きれいなまちが実現をしております。これもそういう面では大きな成果が上がったのではな

いかと思います。

それからもう一つ、下の川の緑地保全、これも大変時間がかかりました。費用もかかりました。多くの地権者、全員の地権者の協力をいただいてできた事業であります。今、仮にあれができなかったということを想定しますと、あそこにマンションが建ち並んで、福生の緑地は相当数切断されて、緑の少ないまちになってしまった、そういう面ではこれもまた大きな成果ではなかったかと思っております。

挙げればきりはありませんけれども、もう1件、拝島駅の南北自由通路、これも紆余曲折がありました。市独自で防衛補助をいただいてやっていこうという時期もありましたが、おかげさまで現在ほとんど完成し、来年度にはすべて完成するというところまで見えてまいりました。

庁舎についてもそうでございます。耐震補強をしなければならない。阪神・淡路大震災の後の調査をしたら、1階から下はつぶれてしまうという結果が出て、補修するには二十数億円の費用がかかると、それならばそれはよして早く建て替えようという、一時は隣のホテルを買収しようという話もありました。そんなこともありましたけれども、ようやく市役所が、新庁舎が完成をしようとしております。

そういう面では、そういう部分にすべて立ち会えた市長さん、とてもそういう面では運がよかったかなと、運がよかったというより、そういう時期にあったという面では、私はすばらしかったのではないかなと思っております。

そこで、その後の8年間、ともに、先ほどいろいろ出ておりますけれども、やはり一番前進したのが市民参加、フォーラムに代表される市民参加型のまちづくりではなかったかなと思っております。協働だとかワークショップだとかという言葉が定着してまいりまして、随分そういう面では広がってきたのが市長さんの大きな成果ではなかったかと思っております。

また、他市と比べてとてもすぐれているのが保育園の待機児ゼロ、これはなかなか市内にはそういうところはございません。どこに行ってもこの話をしますと、うらやましがられるのが現状でございます。その中でゼロが維持できるには認証保育所や保育室に対する保護者の負担に対する助成も、これもほとんど全国では例がないようでありますけれども、一つの役に立っているのではないかと思っております。

それから、何といたっても市役所の土曜日の開庁、市民サービスの向上という面で取り組んでいただきました。坂本前助役さんを中心として市の幹部の方、まさに市長さんの命令一下で動いていただいたと思うのですが、土曜日、日曜日の窓口だけを開けている市は珍しくございません。しかしながら、全庁が開いているというのは全くそういう面では珍しい。しかもそのための新たな人件費の負担がなかったということも、これもまたすばらしい事業でよそから今視察に来ているのが現状でございます。

それに合わせて、新庁舎の完成と同時にワンストップサービス、たらい回しのない窓口が完成しますと、これもまた市民にも喜ばれ、評価され、このことについてもまたよそから視察が来て、庁舎建設特別委員会の委員長が対応におおわらわになったり、賄い費を補正をするようなことが起きるのではないかという想定をいたしておりますけれども、そういう面ではすばらしいこと——ただ、雨が漏らなければいいなと思



っております。そんなことで、幾つかそういう面では市長さんとして取り組んで大きな成果を上げた、引退なさる前にあれもやった、これもやったというのは言いにくいでしょうから、私が代わりに言ったようなものでございます。何でもやったやったというのは、大体議員はこれはやったやったというのは言わなくてはしょうがありませんけれども、これから市長選挙、もう1回やるというのであれば政策で、実績で勝負しなければいけませんけれども、そういうわけでありませんので、今言ったことが代表されるのではないかと思います。

私もこの8年間の市長さんのことを実施計画の中からずっと拾ったり、あるいは決算書の中で拾ったりするとこのくらいあるのです。これを読んだらきりがありませんから、この程度にしております。ですから、ここで何をやったというよりも、この間の何か感じるものがあつたらちょっと述べていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、福生病院についてなのですが、一部事務組合として運用して、市長さんが管理者であって、優秀な議員を送り出しておりますので、私がここで質問するのは全く失礼かと思いますが、非常に財政負担を、我が市としての財政負担が伴います。それで、これは結局これも石川市長さん、野澤助役さんのときに手がけたこととございまして、将来にこれは大きな負担を強いられる事業でございまして、どうしても聞いておきたいなということがありますので、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

福生病院は、昭和23年の8月に国保連合会が運営する病院としてスタートいたしました。地域医療の発展の面では、そういう面では大きな成果を上げてきたのが福生病院でございますけれども、そのころから比べますと関連市や、近くに私立病院やお医者さんがふえて、そういう面では医療の取り巻く環境は大幅に変わってまいりました。それと同時に福生病院の運営も大変厳しくなってまいりました。

これは平成10年のときの全員協議会、あるいはその前の平成7年のときの全員協議会の資料なのですが、経過なのですが、平成3年のころから話がありまして、実際に国保連合会が福生市と羽村市、瑞穂町にお願いにきたのが平成6年、それが移管依頼に国保連合会の事務長さんが参りましたのが、具体的には一番の始まりがここからだったのではないかなと思っております。

それで、それを受けて3市町の首長さんで話をしたり、助役さんで話をしたりということが始まりまして、当時32億円にも上る借金があつて、それをどうするかということが一番の大きな問題でありましたけれども、そんなことも含めて検討されました。

そして、平成7年12月に福生病院の存続の陳情というのがありました。これによりますと2万2539人の署名があつて、議会でこれを採択したわけでございますけれども、私もこの採択には加わりましたが、そのときやはり財政負担というのは大変心配する中で、この2万2000人の署名ということにはもう何としても動かし難い数でありましたので、議会でも全会一致でこのことは採択されたわけでございます。

それから、翌年の5月に福生病院の移管に関する協議会が発足し、問題はどうか、正式に移管の受け入れに動いたのが10年の5月の首長会議、それと助役さんの会議だったのではないかと思いますけれども、そんな経過で福生病院を羽村市と瑞穂町と一緒に引き受けるという形で話が進んできたというのが、これが経過であります。それで、実際には平成12年度から一部事務組合として始まってきたわけですが、12年度から始まりまして、12年度が5400万円、13年度が2億6600万円、14年度が3億1100万円、15年度が3億8200万円、そして16年度が3億7500万円、平成17年で3億6300万円、18年が3億4300万円、19年度が3億3200万円、ここまでで24億2600万円一般財源を入れて運営をしているわけですが、大変非常に大きな負担がかかっているわりには市民の評判は余りよくないようでございます。お医者さんの少ない、足りないということもあったり、救急車は前を通り過ぎて先に行ってしまうようなことも現実にあるわけでございますので、そういうこともありますので、今は経過、私は私なりの判断で述べましたけれども、理事者からとしての経過について、後で聞きませんので、ぜひ説明をしておいていただきたいなと。

それから、多額の費用がかかるということで運営をどうすればいいのか、公営企業法の全部適用、あるいは指定管理者制度の活用といった新たな対応をしていかないとなかなか難しいのではないかと、今のままで福生市の市長が管理者ということにはもう限界がきているなと思いますので、これは福生の市長としての見解をお示しいただきたいなと思います。それから、お医者さんの確保の状況についても、現状での報告をしてもらいたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう1件、工事が今進んでおります。実際に工事にかかる前に図面で説明をしていただきましたが、工事がここまですと随分でかいなというような感じを受けます。どこから見ても福生病院の工事が見えて、あれあんな場所だったかなというような状況で、恐らく近所の方も、何回となく説明は受けているのだろうけれども、実際に建ち上がってくるとこんなにでかいのかなということがあったのではなかろうかと思えますので、近隣への影響等、担当がしっかりと対応はしていると思いますが、あったのかなかったのかということについてだけちょっとお尋ねしておきたいと思っています。

それから、次が偽装表示の関係でございます。昨年の世相をあらわす文字が「偽」ということで、食の偽装に始まりまして、これで年が明けて何とかなったかと思ったら年賀状の表示偽装、古紙の含有率が全然違って、ゼロ%の中にはあったということで随分大きな問題となりましたけれども、実際はこの古紙の偽造は20年も前から始まっていたと、しかも大手の企業がすべて、王子製紙、日本製紙、大王製紙、三菱製紙、北越製紙、中越パルプ、大手がすべてがやっていたと、しかもその調べようがなかったという、メーカーのことをそのままのみにしなければできなかったという状況でありました。

昨年の6月に広報の紙質について疑念を持ちました質問いたしました。随分私も財

政課の方でも調べましたけれども、結果としてできた紙を調べて、これが古紙が何％入っているというのは調べようがなかったのが当時の現実でございました。ですから、メーカーの言うなりの表示を信頼するしかなかった、これが現実。それが完全にこの年賀状のことで曝露されてきた。ですから何を信じていいのか、R 1 0 0 なんていうのは全くでたらめで、Rゼロが再生紙となっているわけですね。

それと同時に、ソイマークといってインクを環境にやさしい大豆からつくった、原料とするインクなんていうのもあったのだけれども、これも偽造されていたということで随分信用できなかった。それで、これはグリーン法ということで何度か質問もしてきたけれども、我が市もすべてこれにのっとして、市で使うものについては指定をしております。コピー紙では古紙が100％とか、白が70％とか、パンフレット類は70％とか、ポスターは70％以上とかという指定がされているのですが、もとがいかげんだから、幾らこれでやって、一生懸命職員の皆さんが封筒に70だとか書いたら何の役にも立たなかった、結果的にですね。

ですから、これは職員が悪いわけではなくてメーカーのそういうシステムそのものが悪いわけですから、今そのことについてもメーカーがそれぞれの協議会をつくってどうするかという話をしているのが現状でございます。随分ひどいもので、1％だけでも入っていれば古紙にしようかなんていう最初の答申があつて、とてもそれでは国民に相受け入れられないということで、今その見直しを行っているのが現状ですから、そういった中で我が市もそれにのっとして表示をしてきたわけですから、それが正確でなかったということになったわけですから、それについてやはりきちんと調べて市民に報告する義務があるのではないかと思いますので、どのような調査をなされたか、そしてそのことについてどういう形で市民にPRするのか質問させていただきたいと思います。

それから、ラスパイレス、高過ぎるラスパイレス、高いラスパイレス、このラスパイレスはもともと国が一定の基準をつくって、国の給料を100とした場合に地方の給料がどうなっているかという形で示したのが始まりで、当時これを始めたころには国よりも地方がはるかに高かった。7％、8％も高かった時期に始まって、国はだから何とか地方の給与を国に合わせたいという思いで始まったのですが、随分最近国に近づいてきて、町村において平均すればもう国をはるかに下回ってきている。これがこのままの制度でいつまで続くかというのは、そう長いことは続かないと思うのですが、一つの尺度としては、いろいろ言い分はあるにしても尺度であることには、物差しであることには間違いのないわけであります。

そういった中で福生を見ますと、19年度の部分が昨年の4月1日現在で全国で8位、26市では4位という高い、でも数字的にはこれは103.4ですから、以前と比べれば随分減ってきてはいるのですが、私はこの福生市が武蔵野市や三鷹市と同じように財政力が高いのであればいいのですよ。なにも職員の給料を高くして結構なのですが、下から3番目ぐらいの財政力指数であつて、市民1人当たりの所得を比べればやはり相当の下ランクにあつて、職員だけの給料が突出しているというのはやはりいかがなものかということで、給料改定のときもいつも質問をし、幾ら上がったか

ということも議事録に残すように質問してきたのですが、少しさかのぼった資料を今用意いたしました。一番高かったのが平成10年、全国で2位、1位が小金井、107.1です。ですから国基準よりも7%も高かった。11年が全国で3位、もちろん東京がああとき一番高かったのですから、国分寺、武蔵野、福生で福生が3番目、12年が全国で4番目、26市で3位、浦安市というディズニーランドのある市がここに入ってきましたので、武蔵野、三鷹、福生ということになります。13年度が全国で5位、狛江、武蔵野、福生で26市では3位です。このときでもう105%まで下がってきたのです。105.7%、14年になりますと12位、福生市が26市で9位になっております。15年、16年は圏外になりまして、26市でも16位、このときのラスパイレスが103.2、16年が26市で8位、101.4です。ですから、ほとんど国と差がなくなってきたのですが、その後いろいろ給料の形態をいじったりなんかしていますので、17年度が102.0で全国でこれは9位になりますかね。26市で4位、18年度が8位、26市で4位、今言った19年度が8位で、26市で4位ということで、押し並べてずっと高いのですよ。

これは野澤市長さんの時期からを含めてもっと前から高かったのです、市長さんにもそれなりの給与表の改定、監査の改定、あるいはその間には延伸というのもありました。恐らくあれはそのまま、半年間の延伸をしたまま今の給料形態にきていると思うのですが、そんなこともあったのですが、依然としてそういう面では決して安い数字にあるという状況にないので、これは市長さんのしかかり行為というか、できなかったことなものですから、ちょっとこの辺も聞いておきたいなと、これに対する対応をどうするかということもなかなか難しい状況、定数がもっとこれが500人とか600人とか職員がいればやり方もあるのだろうけれども、少ない職員の中で勤続年数も就職した方の学歴も決まっている中での、箱の中での調整が実際にできるのかどうか、そんなことも含めて対応についても御答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） それでは、小野沢議員さんの御質問にお答えをしたいと思えます。

初めに、市長8年間の行政運営ということで、成果、感想、所感というお話がございました。そしてまたハードのことについていろいろと具体的な事案等についてのお話もいただきましたし、いたしておりますので、余り付け加えてそういったことについて申し上げることはないのでありますけれども、例えば田園西のお話いただきましたが、この話、実は田村市長さんのときの時代からの話でございまして、御存じのよ

うにあそこの地域はあきる野の市の地域でございました。そしてそこに野焼きといいまして、産廃業者がそこを占有をしまして、不法占拠をいたしまして、そこでごみを燃やしていたわけでありまして、あそこにプールがありましたので、そのプールの水面がすすでもっていっぱい、真っ黒になってしまうといったような状態が続いたりいたしました。

そういうことで、私が担当したのは昭和58年ですね。58年くらいに市民課で当時公害をもっておりましたので、その公害の関係でやったのですけれども、同時に当時の関口課長が都市計画におりまして、この野焼きをどうしても追い出すということで一生懸命いろいろやりました。

それが条件で要するに行政界の変更、これは陳情が出ていたのですが、あきる野より福生に来たいという地域の皆さんの願いがあって、それでその処理ができたものですから、その処理ができたところで今度は区画整理というようなことになってまいりまして、その間ずっといろいろな形でいろいろな方々がいろいろと御支援をいただいて、結局最終的に16年で全部が完了したと、たまたま私のときに全部が終わったと、こういうことでありまして、大変多くの皆さんに御心配やらお世話をいただきました。

これはほかのすべての仕事がそうございまして、今申し上げましたようなケースのほかに若干だけ申し上げますと、例えば都市交通再生拠点事業というのがございまして、西友のところのペディストリアンデッキ、あるいは地下に駐車場を入れるというお話でございしますが、これも時の運といいますか、国がそういう制度をつくられて、そしてそれがうまく適用ができそうだとというようなことからとんとんとってまいりまして、ああいう形のものが出来上がったということでもあります。

そういう意味でいいますと、私自身は平成12年に市制30周年、7月1日、5月21日から登庁して7月1日にそれがあつたわけではありますが、いつもお祝いをしていただいているというような感じでございまして、大変ラッキーでありました。

そういう意味でいいますと、民間の皆様方が非常に御努力、御協力をいただいたということ、それからもちろん市長を初めとする諸先輩の積み上げていただいたもの、それから議員の皆様のお支援、御協力、それから何よりもまして職員が一人一人がそのことに向かって全力を上げて努力をしてくれたことの結果としてこういったものが出来上がってきていると、そういう意味では小野沢議員さんおっしゃられるように大変ラッキーな仕事をさせていただいたというのが一つの感想でございます。

それから二つ目は、申し上げたいと思っておりましたのは、要するに石川前市長から引き継いだときに、福生というまちをクリーンで、明るくて、透明感のあるまちにしたいというのが助役をやっているときからずっと口ぐせのようにおっしゃっておられまして、御存じのようにいろいろな問題が石川前市長の時代にはあつたものですから、そういったことを含めておっしゃられたのだと思いますけれども、そういう意味でたまたまちょうど平成12年から始まった地方分権一括法というものがそういういわゆる市民の参加、あるいは協働という、こういう形で、恐らくこれからの自治体というのはそれがなければもう成り立っていかないというところまできておりますので、もしそういうことを考えない人がいれば、それはその自治体というのはおしまいにな

るだろうというふうに思いますけれども、そういう意味でいいますと、そういった思い、考え方みたいなものをもってこれたという意味では、これもまた市民の皆さんが、素晴らしいお力を持った皆さんが御協力をいただいたおかげであるというふうに思いますし、またそういう形で職員の方も、むしろ職員よりずっと専門分野でいえば力を持った市民というのはいっぱいいるわけでございますから、そういう皆さんの力を借りながらこのまちをつくっていかうという、そういう形に、あるいは思いになってきていただいているということでございまして、そういう意味では現在の状況をきちっと分析をして、そしてそれがどんな原因から出てくるかということの分析をして、さらにいろいろな形の解決方法があるのだけれども、この形が一番いいという政策選択を皆さんの意見を聞きながらやっていくことができるようになってきているというふうに思っております。

そういう意味では、このソフトの事業についてもいろいろ御指摘をいただきましたけれども、これはもういっぱいいろいろありますのであれなのですが、特に期待をしておりますのが子どもたちの問題として扱いました「ふっさっ子広場」といった事業でございます。要するに地域の皆さんがどれだけ協力をして、ボランティアとして自分たちの子どもを育ててくれるか、そしてそれを子どもたちがどんなふうに受け止めて大きくなっていくくれるか、これはすぐには結果は出ないと思いますけれども、楽しみにしていきたいなど、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、職員、市民のリーダーの皆様方ともいろいろ話をしてきた形の中で、そういったことを引き継いでいくことができるということの幸せを実感をしておりまして、ただ、まだあと2カ月余ありますので、余りうかれて喜んでいてはいけないわけでございますが、いずれにいたしましても、そんな思いの中であとの時間を過ごさせていただければというのが目下のところの感想でございまして、思いでございます。御指導、御指摘をいただきましたことをこれから感謝を申し上げたいと、こう思っております。

それから、2点目が公立福生病院の問題でございました。これは実は私が平成4年の10月に助役にさせていただくのですが、前の助役、浅見助役のときから国保連合会の方から話がきておりまして、そして、いずれにしましてももう国保連合会としては、国保連合会がやる使命は終わったと、だから地域が当然のこととして病院というのはやるべきものであるという考え方に立って地元へ、地元へという話がございました。

平成5年になりまして、助役や、それから医療懇といっていました、これは福生、羽村、瑞穂の医療問題連絡会というのがありまして、これは課長さんクラス、部長さんクラスがいろいろと研究をしてきたわけですが、そこと国保連の理事が話をするという場所をセットしたところからが始まりでございます。

したがって、当時はすごいことを言っておりまして、国保としては資産50億5000万円だと、別に負債が32億円あるというお話で、もちろんこれは職員の退職金を含めてのお話なのですが、そんな話がありまして、先ほど小野沢議員さんからもお話がございましたように、平成6年8月ごろにはその21億円、これは職員は福

生病院が引き受けてくれと、その上で負債の21億円については金を出してくれと、そうすれば資産を譲渡するというような話などもございました。

とてもそんなことは受けられる話ではないというようなことで、東京都にも入っていただきまして、さまざまな話し合いがもたれてまいりました。さっきお話がございましたように瑞穂、羽村、福生もそれぞれ陳情等の採択等もございましたり、いろいろな形でこの問題、進んできたわけでございますけれども、最終的には国保連の土地、これは2600平米ぐらいで当時7億円ぐらいと言っていましたが、実際には買ったときには6億円程度になっておりましたけれども、この土地だけを買う、国保から買うと、ほかについては全部無償譲渡と、こういう形で決着がついたわけでございます。

同時にまた防衛の補助の問題がございましたり、一番最初の当時はせいぜい3億円ぐらいしか防衛施設工事分は出せないという話がございまして、これもとんでもないという話をいろいろさせていただいて、首長3人で防衛施設長なんかにも伺ったことがあるのですが、いずれにいたしましても、これも20億円レベルまでの要するに改築、改修工事費を出すというところまでいっていただいたのですが、ただその時間はかかりましたのですが、1年着工は遅れました。というようなことを含めまして、いろいろとこの間も多くの問題を持ちながらとりあえず今日のところまでできていると、こういうことでございます。

現在は、御存じのように運営をしながら工事をしていくということをしておりますので、職員としても非常に大変なところがあるというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、そんな形で福生病院というものが現在の状態になってきているわけであります。

また、この福生病院につきましては、先ほども少しお話がございました。要するに経費の問題についての話がございましたけれども、これについてはもう先日の福生病院議会の中でいろいろと話もさせていただいておりますので、ここでは省略をさせていただきます。いずれにいたしましても、建設の方については、基本的にいえば一般会計といたしますか、そちらからの支援でつくっていくということになりますので、運営のところがどうかという話になるわけであります。

運営については、簡単に言ってしまうと公営企業ですから、当然のこととして減価償却費というものの、要するに建物、それから備品等の減価償却の経費が入ってくるのですが、実際にはこの部分というのは通常の要するに自治体の施設で考えていただければわかるのですが、当然それは自分のところの会計だけでやるのではなくて、一般会計全体の中で見ていくという形になっていくわけで、そういう意味から考えますと、今内部留保資金をおよそ13億円ぐらい持っているわけですが、そういったものを含めてトータルにいろいろなことを考えなくてはいけない、特にことしの10月からは新しい病院で仕事が始まりますので、そのことを踏まえながらきちんとした体制をつくらせていただきたい。

特に感じておりますのは、やはり現場にいない私が管理者をやっているということとはよくないというふうに思っております。きちんと見えないというところもございますから、そんなことを含めて、いずれにいたしましても、全体的にいつて医師不足の間

題を核にしながら、公立病院の経営状態というのは全国的に悪化をしております。そういうことによって、医師不足で診療体制を縮小せざるを得ない。そのことが市民の皆様にご迷惑をおかけするということは、これは全国の病院共通の課題としてあるわけでございます。

また、ここで地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行がされましたので、地方公共団体が経営する病院事業につきましては一層の健全経営が求められていくことになってまいります。その内容といたしましては、必要な医療機能を備えた体制の整備とともに経営の効率化を図るものとして、接続可能な病院経営を目指すためのガイドラインが示され、各公立病院が平成20年度中に公立病院改革プランを策定するように求めておりまして、過日の病院議会でその方向を決めていただきまして、民間的経営手法の導入を図る観点から、地方公営企業法の全部適用、あるいは非公務員型の地方独立行政法人化、あるいは指定管理者制度、民間移譲も含めて検討することとなっております。

また、福生病院組合ではこの改革プラン策定に当たりまして、ちょうど経営の体質切り換えといったような部分もいろいろございますものですから、病院経営に見識を有する方、いわゆる経営改善の専門家の方も含めてですが、そんな方、あるいは外部の有識者の方、あるいは組織市町の財政担当者等も一緒にしました経営健全化委員会というような仮称になっておりますが、それを設置していくことにしております。平成20年度におきましては、そういった形で公立病院改革プランというものを作成をいたしまして、21年度、もちろん20年度も含めてですが、経営を健全化をしていく方向を出させていただきたいと、こんなふうに指示はしているところでございます。

次に、医師の確保の状況ということでございますが、これは平成20年4月1日の常勤医師数、4月1日で35名ということになります。この中には循環器内科医師1名が含まれておりまして、また6月にはさらに循環器内科医師が1名増員される予定となっております。なお、このほかに非常勤医師は52名くらいを使って4月以降の外来診療等は実施をしております。

次に、2点目の工事中の近隣等への影響というお話がございました。新病院は地上8階建てでございまして、延床面積2万8975平方メートル、旧病院の約3倍近いものとなります。316床ということになります。もちろんスタートは265床でスタートをすることにしております。

いずれにいたしましても、工事は大変大掛かりにやっております、特に免震構造で工事をやっているものですから、外側が鉄骨で中側にコンクリートが入っているといったような、あるいはダンパーが下に全部入っているというような、そういう形のものになっておりますので、工事そのものは非常に大掛かりに感じられると思いますし、また工事車両、あるいは作業員も大勢出入りしております。近隣等については御迷惑をおかけしている部分があるのではないかとこのように思っております、できるだけ工事に先立ちましての地元の説明会を行うとともに、平成19年3月からは定期的に地元の町会との打合会を行いまして、近隣対策について改善をしていくと、あるいは迷惑のかからないようにしていくことにしております。

例えば建物に起因する電波障害につきましては昨年5月から対策を始めまして、現在までに120棟、323世帯についてTCNによる対策を行いまして、さらに昨年10月ころから工事のクレーンによる電波障害が6世帯に生じたため、施工業者にて世帯対応も行っております。

病院としては、これから工事の追い込みになりますので、作業員の数もふえてくることから、今にも増して近隣への影響を最小限になりますよう、最大の努力を重ねてまいります。何かお気づきの点がありましたらぜひお知らせをいただきますようお願いを申し上げますとともに、市としても十分な協力をしていきたいと、こんなふうに思います。

それから、次の偽装表示については担当部長からお答えをさせていただきます。

それから、職員給料についてのお話がありました。過去からの計数も含めてお示しをいただきまして、そのとおりでございます。過去の推移の中でちょうど平成10年度、これは今まで、それまでは福生市というのは全く独自の表を使っておりまして、大変ある意味では給与水準は高かったわけではありますが、それを何としても東京都と同じにしたい、都表を入れさせていただいて、都の表と同じにしていくことによって、給与水準というものを自分たちで勝手に決めるみたいな形ではなくしていきたいということがありまして、平成10年にそれを入れさせていただきました。これを入れさせていただきますと、どうしても直近上位のところに現行給与から位置付けないとならないという問題が出てまいりまして、そうしますとどうしても高くなると、そういうことで、この年に全国2位という話になったわけであります。

ただ、これについては当初から5年くらいで要するにその効果があらわれ、ちゃんとするだろうということでございまして、ちょうど16年で101.4という数字になるところがあるのですが、そんなところまでは落ちてまいりました。ただ、この中には定期昇給の6カ月延伸、先ほど話をさせていただきました。それから55歳の定期昇級停止といったようなものも、いろいろなものを取り込んでそんなところまでできたわけであります。

ただ、平成17年度を境になりますが、そういった抑制措置はそのまま継続しておりますけれども、今度は全国のそれぞれの自治体の努力というものが出てまいりまして、そういうことによって指数とともに全国順位がまた上昇してきたという部分がございます、18年度8位というようになっているわけであります。このことは、昨年の4月の給与構造改革の中で四分割表を導入したということ、それから職員の昇級月を4月に統一いたしましたので、そんなことも一因として考えられております。

また、ラスパイレス指数の算出については、国家公務員の職員構成によって少なからず影響されますし、また福生市みたいに50歳代が半分近い職員の構成になっているという市の構成といったようなものもいろいろな形で影響を与えてまいります。いろいろな状況としては、福生市のラスパイレス指数の問題にはあるのですが、いずれにいたしましても、他市の市町村と比較して高いというふうに思います。

このラスパイレス指数は市民等にももちろん公表等もされますし、一般的に給与を

比較するものとしてはこれしかなかなかないものですから、いろいろ問題があるとしても、これを中心にしながら給与制度等の問題点を研究、あるいは検討し、改革をしていかなければならない、こう思っております。

昨年、総務省がラスパイレス指数の発表をいたしましたけれども、従来の指数とともに地域手当を加味した新しいラスパイレス指数というものも発表されております。このことは給与構造改革が遅れている市町村や、現在段階的な改革の途中でもあり、現状では比較が非常に難しい状況にあるといったようなことから、二つの指数を発表しているのだというふうに思います。

いずれにしても、2点目の対策ということになります。職員給与の一律削減や昇級幅の抑制などが最も効果的な手法とは思いますが、現段階では事務事業の見直し等適正な定員管理を図ることや、総人件費等も視野に入れまして、また福生市は従来から東京都の給与制度に準拠した体系を基本としていることも踏まえまして、東京都の動向を見守るとともに、今後のラスパイレス指数の推移を見ながら、また人事考課もここで入ってまいりますので、そういったものとの関連の中で対応していくという形にさせていただくのが一番いいのではないかとこのように思っております。

抜けているかもしれませんが、以上でとりあえず小野沢議員さんの答弁にさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

3点目の偽装表示についてでございますが、福生市では平成13年に福生市環境物品等の調達に関する基本方針、通称グリーン購入方針を定め、コピー用紙につきましては古紙配合率100%、印刷用紙につきましては古紙配合率70%以上であることを方針といたしております。

このグリーン購入方針に基づきコピー用紙や印刷用紙を購入してまいりましたが、ことしに入りましてからほとんどの大手製紙会社のはがき用再生紙の古紙配合率が偽装され、またはがき以外の幅広い製品でも偽装が常態化していたとの報道がございました。

このようなことから、1月末に市の印刷物の庁内の契約状況について調査したところ、構成中の案件14件について報告があり、契約相手先の業者によると仕様書による古紙配合率を確保するのは状況から困難であることがわかり、また未発注の案件もありましたことから、今後の対応について早急に検討いたしましたところでございます。

この結果、2月8日以降仕様については、当面の間コピー用紙につきましては古紙配合率100%に近づけた再生紙とし、印刷用紙につきましては古紙配合率70%に近づけた再生紙との基準を設け、最大限古紙配合率の高い用紙の購入に努めるものとし、また印刷物の表示につきましてもR100などの表示を使わず「再生紙を使用しています」と表示することといたしております。

また、インキについてでございますが、市の印刷物では大豆を原料の一部といたしますソイインキの表示をしているものが多々ございます。ソイインキにつきましても紙類と同様に業者の申告に基づくものでございますが、表示につきましても今後紙類の購入方針の見直しの際、検討を加えてまいりたいと考えております。

なお、古紙配合率の問題は環境省におきましても検討がなされておりまして、環境省の情報、動向を注視し、適切な対応をしております。

市民へのPRにつきましては、市の当面の対応について広報や市のホームページでお知らせしております。

○20番（小野沢久君） それでは、若干再質問をさせていただきたいと思います。

市長さんの方から、最初の質問の関係では思いを述べていただきました。市長さんが選挙に出るときには「野澤久人」よりも「小野沢久」の方が有名だったのですが、足元にも及ばない知名度になりましたけれども、最初やはり自分の出した手紙がきたような気がして、一文字違い、しかも一角違いなものですから、後援会の看板が出ていますと、私はあんなところに立てた気はないのだけれどもなと思った時期もありましたけれども、やはり市長さんとしてきちんとそういう面では定着をされ、市民にも信頼をされて、先ほどの話の中にもありましたけれども、やはり職員を信頼していく、職員にその気になっていただかないとなかなかいい仕事ができないということではなかったかなと思います。

市長も職員も、我々議員も、我がまち福生をよくしようということで方向は同じですから、やり方に若干の違いが出てくるわけですが、そういった面では大変私は評価のできる8年だったのではないかなと思っております。ありがとうございました。

それで、福生病院の関係でございますが、先ほど市長さん、原稿なしでほぼしゃべりました。やはり一番のそういう面では関係してきた部分があって、そのことをやはりこれからある程度この事業を進めていく上には、なぜ福生病院をやっているかということをやはりきちっと認識をしていかなければいけない問題だし、やめましたということもできない問題ですから、どうころんでもこれからの建設費の負担が皆さんの市民の肩にかかってくるわけですから、大変重要な部分であります。

ですから、これはそれぞれの組合議員さんがこれからいろいろな形で発言をする機会があったり、新しい管理者が取り組むことになるかと思うのですが、やはり福生市としてこれからの負担を、やはり気になる部分がありますので、建設工事の工事契約が済んで工事が始まって、恐らくもう少し厳しい、数字的には建設費の負担が数字が出ているのではないかと思いますので、その辺をちょっと知らせていただければなんと、管理費、運営費の方がどうなるかクエスチョンマークの部分もありますけれども、いずれにしても、新しくなればいろいろな器具も買わなくてはいけないことも含めて、それぞれの負担がふえてくる。恐らく年10億円を超す負担に両方合わせてなってくると思うので、しかしそれは数年間違いなく続くわけですから、そんなことも含めて、大変重要な施策として福生病院はとらえておかななくてはいけない事項でございますので、若干建設費の今後の動向だけちょっと教えていただければと思います。

それから、偽装表示の関係ですが、先ほど吉沢部長の方から答弁をいただきました。今それで暫定的に古紙を配合していますとかという、パーセントはよして表示していますよね。しかしそれも、まさにこれは暫定的なことだと思うのです。今メーカーできちんと検討している部分が、結論が出てからやはりそれに合わせた表示にした方が、

あいまいな表示を続けるよりもその方がいいのではないかなと私は思いますので、その辺のことについてもう一度、今のままでいきたいという意向なのか、やはり私は、今言ったように結果を見てからきちんと冷静に判断をして、問題はどこにあるかという、古紙を使うことの意味と、CO₂を削減するという意味とどちらの方のバランスかということで、きちんと我がまちはそういう面ではCO₂削減を大きな目標も掲げていますから、そんなことも含めた検討をした上での取り組みの方が意味があるのではないかと思いますので、そういったことについての考え方をもう1回お示しいただければと思いますので、お願いいたします。

それから、ラスパイレスの話がありました。制度を変えると大体上に合わせますから、寄るのですけれども、でもこれは時期のずれはあってもよそもみんなやっているわけですよ。今回4分割は我が市はよそより多少早かった。しかし、よそも始めてくるわけですよ。上がったって、それがどの程度上がるかね。だって4分割表は、あれはだって評価の方法があるわけだから、何も一番上まで上げなくたっていいわけでしょう。これからそれぞれ評価制度が入ってくるわけだから、その評価制度の中である程度の調整はできるのではないかなと思うのですよ。

先ほども冒頭でも申し上げましたけれども、この制度がいつまでも続くとは思っておりません。要は国に近づけばいいことなのです、国は。けれども、では我が市の職員の給料がどこにあるかと、先ほども言った一番大事なことは財政力です。市の財政力。市にその力があれば、やはり高い給料を払って優秀な人を集めるという方法もあります。現実はその状況にないからこそこのことをしつこく言っているのだから、ちょっとぐらいやはり考えなくてはいけないと思うのですよ。

出来高で給料をもらえるようにすれば極めて簡単なことなのです。税の収納率が上がらなかったら給料を下げるとか、それまでいくと無理がありますけれども、やはり真剣に取り組んでいただかなければならない問題ではないかなと思いますので、担当としてもなかなか方法はないと思うのですよ。職員の数は限られて、ではこれがラスパイレスが、東京都と今1ポイントの差ですよ。東京都だって福生と同じような状況で、高齢化された社会の中での、同じような構成の中にいると思うのですよ。だからそれを東京都よりも、同じにするということは至難の業なのですけれども、坂本課長にその策があるのかどうか、これは部長が答えるのか、企画財政部長にそういった、やはり何らかの努力方針を示していただければ、後になる市長がやりやすいのではないかなと、そんな気がいたしますので、よろしく願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 福生病院組合の建設費の負担金のお尋ねがございましたので、私の方から答弁を申し上げさせていただきます。

なお、福生病院組合の新病院建設ですが、組織市町が負担をいたします経費といたしましては、これが約9億2300万円、もちろん実際の工事費は156億7000万円ほどなのですが、国庫補助や起債等がございます。ただ、起債がございますので、これが将来償還をしていかなければなりません。したがって、この起債の償還額が約135億7000万円ほどになってございまして、病院建設に伴う建設費負担ということになりますと145億円ほどになります。このうち福生市は約53%ほど負

担をいたしておりますので、77億700万円ほどが平成17年度から30年間、平成49年度まで負担をするということでございます。

既に3年間分は負担をいたしておりますので、この額が2億6488万8000円という実績になってございますが、平成20年度から約30年間でございますが、これが74億4300万円ほどになります。もちろん毎年均等ではございませんで、20年度はこの建設費は、20年度の当初予算にも計上させていただいておりますが、2億7880万3000円ということになってございます。平成23年が一応ピークになりまして、4億4835万円ほどになります。それ以降だんだん減ってくるわけでございますが、いずれにしても、先ほど申しました今後30年間では74億4300万円ほどの負担になるということでございます。

ちなみに、先ほど運営費というお話がございましたが、20年度当初予算に計上させていただいている額が3億5061万7000円ということになってございます。運営費はちょっとこれから先なかなか読めないのですけども、仮にこの3億5000万円ですと今後いったといたしますと、平成23年度建設費はピークになりますが、ここの当たりで約8億円ほどの負担ということになるのかなと、そんなふうに思っております。いずれにしても、建設費の負担の見込みはただいま申し上げた状況でございます。

○生活環境部長（吉沢英治君） 古紙の配合率の問題でございますけれども、今回の措置につきましては、市といたしましては暫定措置ということで、庁内に周知をしたところでございます。

現在、環境省におきまして特定調達品検討会というものが2月から開催されております。近々この検討結果の報告が出てくると思っておりますので、これらを参考にしながら福生市の新たな基準を設け適応してまいりたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、職員給与についてでございますけれども、大きな課題といたしましては、財政問題全般のことを考慮しながら、また人事考課等の関連も考えていく中で、総人件費としての問題としてもとらえまして、今後対応してまいりたいと、そのように考えております。

○20番（小野沢久君） いろいろ御答弁をいただきました。特に福生病院については、今部長からの答弁で、私は10億円という話をしたら、10億円まではいかないということで、そういう面では、それにしても相当な金額になってくるわけでございます。

ラスパイレスの関係、総人件費でとらえていくという形、再雇用、再任用も含めていろいろな形で人件費はこれから、若干定年退職を含めて下がっていくのは間違いのない事実だと思います。東京都はいずれにしても日本一高いわけですから、そこよりも上ということはなかなかこれはやはり市民としても厳しい数字が出てくると思うので、ぜひいろいろな取り組みをして身の丈にあった給料、身の丈にあった予算だから、身の丈にあった給料にするように御努力をしていただきたいと思います。

いつになく時間が残りそうですけれども、市長さんの今後の御健勝を御祈念をいた

しまして一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、13番羽場茂君。

（13番 羽場茂君質問席着席）

○13番（羽場茂君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。御指名をいただきましたので、4項目の一般質問をさせていただきます。

1項目目は、健康ふっさ21についてであります。

18年度に策定されまして、昨年、健康推進員の募集がありまして、いよいよスタートしたということで、期待の政策であります。その進展ぐあい、どのようになっているか、これは特に健康推進員の活動状況を中心にお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、今後これを進めていく上に当たっていろいろな課題が見えてきたのではないかと思いますけれども、そういった課題、あるいは今後の見通しにつきましてお願いしたいと思います。

2項目目は、都市基盤整備ということで3点お伺いいたします。

1点目は熊川にあります熊川団地前交差点の改良についてでございます。この交差点は変則の五差路と申しますか、数え方によっては八差路ぐらいある非常に難しい交差点でございます。なおかつ交通量が激しくて、なおかつすべての道が細いという状況でございます。16号の迂回路の中間に当たっておりまして、どうしても大きなトラック等がここを通過すると、ここの交差点の信号もありますけれども、例えばわかたけの方から子どもが帰ってまいりまして、団地の方に行きますと、途中多摩高通りを渡るときに、赤か青かわからないような信号が見えない状態で渡らなければいけないという、改善されてない状況がございます。

この改良につきまして、以前一般質問をさせていただきましたところ、東京都の新しい二次のすいすいプランの中で近い将来改良されるという、そういう御回答をいただきまして期待しておるわけでございます。その後、どんなふうになったかをお聞きしたいと思います。東京都の新年度予算の中でこの第二次すいすいプラン100、100カ所、多摩地区におきましては95カ所だそうでございますが、このうちの44カ所が38億円の予算がついて来年度やるというような、そういう情報がありましたけれども、この熊川団地前交差点の改良がこの中に入っているかどうか、これも含めてお伺いしたいと思います。

それから、都市基盤整備の2点目で、これも12月にもお伺いいたしまして、先ほども何名かの方がお伺いしましたので恐縮でございますけれども、南公園の整備状況、それから護岸工事の様子につきまして、ダブリがあつて申しわけないのですが、お聞きしたいと思います。どのような形で4月の開園を迎えるかということをお聞きしたいと思います。

3点目は、田園通りの信号機設置についてお伺いしたいと思います。田園通り、北田園1丁目のレストランの交差点のあたり、ここに信号機をとということで8年間、足かけ9年ずっと要望してまいりましたけれども、なかなかつかない。そうしているう

ちに武蔵野台の方でついたとか、いろいろな情報がありまして、地域エゴではありませんけれども、釈然としないというか、何とかしてほしいということでありまして、これは地元からの要望も、実はいろいろな自転車の事故とかありまして、子どもの事故が多くありましたものですから、また要望が多くなっております。

この田園通りというのは、多摩橋の信号からほたる公園入り口まで、ここは700メートルにわたって歩道がないわけでございます。途中で歩道橋がありますけれども、高齢者はなかなか上れないわけで、そうすると700メートル全く途切れているわけございまして、何とか横断できるような、手押し信号でもよいのでできないものかということで、この見通しについてお願いいたしたいと思います。

次に、3項目目として子育て支援策について2点お聞きしたいと思います。

1点目は、小児救急医療体制の整備についてであります。最近「たらい回し」という言葉で救急車の救急医療機関からの受入拒否の問題が相次いでおります。奈良県とか地方の問題かなと思いましたが、多摩でもいろいろありまして、公立昭和病院の名前とかいろいろな病院の名前が出ております。この多摩地域でもそういったことが起こり得るということで、特に小児につきましては親御さんの心情たるや大変なことだと思います。

これも以前、大阪箕面市、豊能の広域でやっております24時間、365日の小児救急体制の例を申し上げまして、何とか御努力願いたいということで御要望申し上げておりますので、この間どのような進展があったかということにつきましてお伺いしたいというふうに思います。

2点目、これはちょっと抽象的な話になりますけれども、教育も含めた総合計画の策定ということについてお聞きいたしたいと思います。福生市はこの間、子育て支援策について非常に大きく前進をしまして、保育園の待機児ゼロという輝かしい実績がございますし、学童の時間延長や学校内実施、子ども家庭支援センターの開設と充実、それから医療制度、医療費の助成なども拡大をしまして、いろいろな施策で子育て施策につきましては本当に近隣市にはない、お金だけ出しているようなところもありますけれども、それとは全然違ういろいろな知恵を絞ったすばらしい子育て体制ができているというふうに思います。

また、教育の分野につきましても不登校児、いろいろな問題があったわけですが、それに対してさまざまな施策が進んでまいりまして、本当にどこにも負けないいろいろな施策ができていると思います。

いよいよそういった意味で、子どもの教育と子育てというのはいわゆる両輪と申しますか、総合的に考えていかななくてはならない問題でございます。特にふっさつ子広場というような形で教育の場と子育ての場が融合しつつあるという、こういうときに教育も含めた総合的に子育て支援策というのを再度構築して、さまざまな分野における協力体制、それから子育ての体制をつくって大きくアピールするところにきているのではないかと思いますので、そういった考えについてお聞かせ願いたいと思います。

4項目目は、米軍横田基地についてお伺いしたいと思います。

1点目は、先日航空総隊司令部の庁舎の建設についての報道がございまして、前回

お聞きしました以降のこの米軍再編、それから自衛隊の移駐ということの進展ぐあいについて、どのような状況になったかお聞きいたしたいと思います。

2点目は、もう既に一般質問で出ておりますので、これも重複して申しわけないですけれども、米軍人の最近の基地周辺における事件、事故でございます。沖縄の海兵隊の逮捕に至る事件、その他酒気帯び運転等目に余るものがございます。非常に市民の中で不安が募っておるわけでございます。福生でも最近いろいろなトラブル、事件等があったわけでございますけれども、その状況と市の対応についてお願いしたいと思います。また米軍人の市内居住、これがどのくらいの人数、あるいはどういう実態であるか、どうとらえられているか、これについてもお聞きいたしたいというふうに思います。

3点目は、こうした国策としての再編、あるいは米軍基地のこういった事件事故にかかわる情報の収集について、この情報収集の体制ができているのかどうか、特にマスコミとの絡みで遅れをとったりしていないか、あるいは市民に対する対応についてどういう体制であるか、こういうようなところにつきましてお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 2時まで休憩といたします。

午後1時49分 休憩

~~~~~

午後2時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 羽場議員さんの御質問にお答えをいたします。

健康ふっさ21についてと、それから都市基盤整備についての2点目、南公園の整備、3点目の田園通りの信号、それから3番目の米軍横田基地についての2点目、米軍人の市内居住の実態把握、3点目の情報収集の体制といったものにつきましては担当部長からお答えをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、都市基盤整備についての1点目、熊川団地前交差点の改良についてですが、東京都では慢性的な交通渋滞を緩和するため、都市計画道路の整備率が低い多摩地域を中心に、比較的短期間に小額の投資で効果が発揮できる交差点改良事業を重点的に取り組むこととし、交差点すいすいプラン100を平成6年度に策定し、平成17年度を目標年度として整備を進めてまいりました。

しかし、いまだ発生している渋滞の緩和や、交通の流れの変化により新たに発生した渋滞に対応するために、第2次交差点すいすいプランを平成17年度に策定し、平成26年度までの10年間で、多摩地域を中心とする100箇所の交差点改良事業を実施するということで、東京都では現在、計画的に整備を進めております。この中で福生市内の整備予定箇所としましては、新規が1路線、継続が2路線ございまして、熊川団地前交差点が新規の路線となっております。

以前に、熊川地域の将来的な道路整備計画等についての御質問をいただきましたときに、この交差点はすいすいプランによる整備計画があるというお答えをいたしてお

りまして、その後の様子というお話でございますが、東京都に確認をいたしましたところ、現時点では、まだ具体的な整備年度は決まっておらず、来年度予算で予定している路線には含まれていないとのことでございます。

本事業は、交差点の拡幅整備でありまして、用地買収等が必要になることから、関係権利者等の御理解、御協力を得るために時間がかかっているものと思われませんが、今後は西多摩建設事務所との行政連絡会等で早期の着手についての要望をしていきたいと、そんなふうに思います。

次に、子育て支援策についての1点目、小児救急医療体制整備の進捗状況についてですが、昨年の9月議会におきましても御質問をいただいておりますが、現在も状況の変化、あるいは進展というものはみられておりません。小児救急体制の整備に必要とされます小児科医の不足は、この福生市及び近隣市町を合わせましても、この検討を阻む大きな要因となっております。そのほかにも事業形態、医師の報酬とその勤務形態等につきましても困難な課題がございますが、何にも増して小児科医の絶対的な不足が大きな課題でございます。

この問題は、御存じのように西多摩医療圏においては、三次救急医療病院でございます青梅総合病院が小児救急病院として最終的には受けることになっておりまして、ここは24時間、小児科医がいる形になっております。その前の段階で、24時間いつでも子どもに何かあったときに診てもらえるような体制づくりというもの、そういったものも必要ではないかということからいろいろな検討をしておりますけれども、なかなか難しいところでございます。

今のところ、市としましては、福生市医師会を初めとする市内医院の協力、あるいは市の休日・準夜診療を利用していただきながら、福生病院の病診連携等の中で検討を進めていくということの一つの柱にしながら、今後も研究を進めてみたいと思います。

御存じのように福生病院の3人の小児科医の医師はいるのですが、これがいつでも夜泊まっているというわけにはとてもいきません。したがいまして、泊まっているときには子どもさんがそこに、あえば診ていただけるということもありますけれども、そうでないときは無理ということになりますし、そういう意味でいえばかかりつけのお医者さんをとにかくお子さんに対して持っていただいて、そしてそのかかりつけ医さんのところでもってできるだけ診ていただき、そうでないときに福生病院、あるいは病診連携の中で、診療所のお医者さんと福生病院のお医者さんが一緒になって夜だれかがいてくれるみたいなシステムができないかというようなこともいろいろ考えておりまして、ただ、なかなかこれが難しいところがございますので、いずれにしましても、これから先もいろいろと研究を進めさせていただくと、こういうことでよろしくお願いしたいと思います。

次に、2点目の教育も含めた総合計画の策定ですが、子育て支援の事業計画につきましては、国におきまして次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が公布され、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画の策定が義務付けられたところでご

ざいます。

このことから、市におきましては平成16年度に策定した第3期福生市地域福祉計画にこの行動計画を盛り込むことといたしまして、次世代育成支援行動計画の性格もあわせ持った形としてつくらせていただきました。

この行動計画は、平成17年度を初年度とし、前期と後期の10年間を計画期間としており、「子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念に、次代を担う子どもたちが家庭や地域の中で愛情と人への思いやりを育まれながら、明るく健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくり、人づくりを目指すとしております。さらに子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくりとして、家庭はすべての教育の出発点で、家庭、地域の教育力を高め、児童虐待や学校におけるいじめ等の早期発見に努め、関係機関をはじめ地域が連携して適切な対応が図れるように体制の整備に努めることとしております。

この視点に立ちまして、多くの事業に取り組んできておりまして、子ども家庭部長を本部長とします施策の整合性等も図ってきているところでございますけれども、平成20年1月には子ども家庭支援センターを先駆型にさせていただきました。あるいは子育て支援の総合的な機能の充実といったことで、ここが中心になっていく、子どもたちの問題を扱っていくと。それから、もちろん11月から既にお話しておりますが、病後児保育の開始の問題ですとか、あるいは子ども広場の問題、そのほかお話いただいたとおりのことを思っております。

今後、この行動計画の前期が平成21年度に終了いたしまして、現行計画の評価や課題の整備、今後の重点施策を検討しまして、後期の計画を策定をしてまいります。子育て支援の総合計画としての位置付けでございますので、御指摘の点につきましても教育委員会と連携を図りながら進めていきたいと思っております。

次に、米軍横田基地についての1点目、再編の進展状況ですが、平成22年度に航空自衛隊の航空総隊司令部及びその関連部隊、人数は約600人が移駐する計画となっております。航空総隊司令部の庁舎を在日米軍司令部及び第5空軍司令部に隣接する駐車場につくるため、庁舎棟と機械棟についての契約が済んでおりまして、3月3日から基地の中では仮設駐車場の工事を、基地の外では航空総隊司令部の庁舎棟建設に伴う工事車両の待機場所の工事が始まっております。

このトラックの待機場所の設置は、横田基地内に入るときの検査が厳しいものですから、周辺道路の渋滞を回避するために設置するもので、設置場所は五日市街道に近い西砂川街道沿いにある第18ゲート前の国有地ということです。予算については、航空総隊司令部の庁舎棟、機械棟及びその周辺工事の設計工事費等で、平成19年度は約146億円、また平成20年度は航空総隊司令部の関連施設である自衛隊宿舎や厚生施設などの建設関係で約136億円の計上をしたということでございます。

以上で、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○副市長・総務部長事務取扱（高橋保雄君） それでは、私の方から市長の補足答弁をさせていただきます。

都市基盤整備についての3点目、田園通りの信号についてでございます。御質問の

田園通りのファミリーレストラン前交差点の信号機設置の見通しでございますが、市では毎年12月に福生警察署へ信号機の新規設置や改良、または横断歩道の設置などの要望をしております。

この場所は平成11年度から信号機の新規設置を要望しておりまして、平成18年度、19年度は要望順位を第1番目に上げております。福生警察署は20年度もこの場所を公安委員会へ上申するとのことで、車両の通行量、歩行者数、道路の幅員などを調査して、必要と判断されれば決定となるということで、市からも福生警察署に対しまして信号機が設置されるよう引き続きお願いをしまいたいと考えております。
○福祉部長（星野恭一郎君） 健康ふっさ21につきまして、市長の補足答弁を申し上げます。

1点目の事業の進捗状況についてでございますが、健康づくり推進員につきましては、平成19年1月と9月の募集等で応募された方々により構成をされております。その活動は現在まで月1回、第3木曜日に集まりまして、1回2時間を基本に会合等を開いております。

当初におきましては、健康ふっさ21の内容等を学習し、また立川保健所、西多摩保健所職員など経験のある指導者のお話をお聞きしたり、さらに近隣市で長く活動している活動団体の推進員をお招きいたしまして、実際の活動例の報告などを聞いたりいたしております。健康づくりについての理解を深めてまいりました。

現在では、健康づくりアクションプランとして市民と協働する活動についての具体的な内容と、それをどのように年間計画の中で取り組んでいくかを検討しております。また、健康づくり推進員として自主的に健康まつりへ参加することといたしまして、ブースを設けて健康づくりの周知を図り、市の健康教育講座への参加を口コミで呼びかけるなどの活動を始めております。

この事業につきましては、先進的な活動をしている自治体におきましても、当初は十数人で検討を重ね、活動の中で参加、または協力する市民がふえていったとの説明をよく受けているところでございます。福生市におきましても健康づくり推進員が核となり、市民との十分な協働が進展してまいりますことを期待してまいりたいと思っております。

次に、2点目の今後の課題についてでございますが、アクションプランの実現をしていく上で他の組織との調整や活動に必要とされる人、場所、物、時間がやはり課題となると考えております。

このことによりまして、病気であっても、体が不自由でも、健康ふっさ21の目指す自分の健康づくりに向かう市民がふえ、その結果として医療費の低減などの効果が出てくるのではないかと、そのように考えております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 都市基盤整備についての2点目、南公園の整備につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

12月にも御質問をいただいておりますが、その後どのような状態での開園となるのかとのことでございますが、この復旧工事につきましては、国土交通省の平成19年度の都市災害復旧事業の補助を受けて実施しております。平成20年1月16日

に契約を締結し、3月29日を工期として現在工事を進めております。

今回の工事では、公園内に堆積した土砂やアスファルトの塊等の撤去や整地、野球場、テニスコート、ゲートボール場などの各施設の最低限の原形復旧整備を行っております。4月の一日も早い開園が望ましいと考え、教育委員会と十分協議をしましたが、野球場の芝の養生等の関係もございまして、平成20年4月12日からの仮開園を予定しております。

しかし、護岸崩壊に伴う公園内の車道と歩道や駐車場等の復旧については、国土交通省で実施する護岸工事との関係や、平成20年度中に策定を予定しております公園全体の整備計画を検討する中で方向性を出したいと考えております。そのため今回の工事では実施をいたしません。このため仮開園後の駐車場については、出入り口部分の32台の駐車スペースで対応していく予定でございます。

次に、護岸工事はどのように進展していくかとのことですが、台風9号の影響による被害は、国が管理する多摩川や浅川の河川管理施設のうち15カ所が直轄災害復旧事業として採択され、平成20年度に実施されると聞いておりますが、福生市の護岸復旧費が一番大きく、約2億円強とのことでございます。南公園は約350メートルの護岸工事を実施する予定でございますが、平成20年度事業として4月から6月まで、護岸工事の根固め工事を実施し、出水期は工事を休止し、10月から平成21年3月までですべての護岸工事を終了する予定と聞いているところでございます。

以上で羽場議員さんの答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 私からは米軍横田基地についての2点目の米軍人の市内居住の実態把握について、それと3点目の情報収集の体制について、この2点につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、米軍人の市内居住の実態についてでございますが、米軍人が沖縄で起こした事件につきましては、絶対にあってはならないことで、市民の安全を守る行政の立場として重く受け止めております。横田基地では第374空輸航空団司令官から綱紀肅正についてを米軍人に通知したことを確認しておりますが、5市1町の連名で綱紀肅正の要請をいたしております。

また、軍人などによる事件、事故の発生状況について申し上げますと、東京都における事件、事故に関しての情報としては3カ所からの情報となっております。いずれも平成18年度の発生状況でございます。一つ目は、昨年12月21日の衆議院での答弁では、警視庁で検挙した件数では7件でございます。二つ目は、北関東防衛局の情報では、公務上での交通事故が13件、公務外での交通事故は112件、合計125件、刑事事件はゼロ件でございます。三つ目は、東京都からの情報では粗暴犯1件、その他2件の計3件でございます。

なお、福生市内での交通事故につきましては、2月24日に福生市内で横田基地の憲兵隊員が酒気帯び運転による交通事故1件と、それと2月26日にも米軍人の信号無視による交通事故が発生をしております。なお、酒気帯び運転につきましては、東京都と5市1町で横田基地司令官に対して綱紀肅正の要請を行っております。

米軍人の居住人数につきましては、以前は基地から概数で報告を受けておりました

が、今回の沖縄の事件の再発防止策として各自治体に軍人等の居住状況について報告することになりましたが、内容は次のとおりでございます。横田基地の外で生活している軍人・軍属及びその家族の人数につきましては、平成19年3月31日の時点でございますが、東京都全体で8302人が住んでおりまして、福生市の地域は2643人でございます。このうち193人が基地の外の福生市のエリアに住んでおります。この沖縄での事件については、国の責任において再発防止策を継続的に実施をしていただくよう要請をしたいと、そのように考えております。

次に、3点目の情報収集の体制についてでございますが、最近はお漏れなど日米合同委員会の基準以外の情報も提供されるようになってまいりました。また、横田基地につきましては、航空総隊司令部とその関連部隊が平成22年度移駐に伴い庁舎など必要な施設を建設している状況でございますが、今後も東京都や5市1町との連携を図りながら積極的な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○13番（羽場茂君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

この8年間、稚拙な一般質問に丁寧に答えていただきまして、大変にありがとうございました。また、いろいろ真摯に取り組んでいただきまして大変に感謝申し上げます。その中で、野澤市長さんのこの後もやってもらいたいということを中心に一般質問をさせていただいております。よろしくお願いします。

まず、最初の健康ふっさ21でございますけれども、これは非常に期待をしておる施策でございますが、ただ、今端緒についたばかりということではなかなか実態として、今すごい何が進んでいるということは言えませんが、やはりこれは目標年度が平成28年まで、これが目標年次で、そこまでに何人例えば喫煙者を減らせるかというようなことをやっていかなくてはいけないわけでございます。なかなかこの議会でも減っていないわけでございますけれども、もともとこれは佐久市の健康指導員という制度がありまして、ここに淵源があるのではないかと考えております。非常に例えば脳卒中等の罹患率が高かったところが、この健康指導員という制度を始めまして、5万人の人口の中の2万人がこの健康指導員の経験者ということで、市あげて取り組んだ結果、国保会計の黒字運営というようなことまでいっていると、「びんびんころりの里」とみずからいっているようなところでございまして、ちょっといろいろ、その後もいろいろ問題はあるみたいですが、そういったことで市民が取り組んでいると、やはりそういった意味では健康推進員というのが福生の場合ありますけれども、まだまだ人数は少ないのではないかなと。例えば各町会に20名くらいで、それで例えば600名というような体制で、市内の隅々まで健康調査というか、そういうのをやっていかなくてはいけないのではないかと。ただ、ものすごい活動をするということではなくて、例えば配食ボランティアの人にやっていただいて、ドアを開けていただいて、その人に中の様子を見ていただくというようなことで、福生の抱える食生活の問題等が洗い出されてくるのではないかとというようなこともありますし、小地域ボランティアの方の活動の中で例えばどんな病気が多いとか、どういう方が健康診査に行っていないとか、そういうようなことが明らかになるかと思うのです。

えてして、イベントを開催するようなことが一つの市の行政みたいなふうにとらえ

ていくような形がありまして、よく健康まつりとかそれはいいことなのですからけれども、出てくる人は健康で、出てこない人が問題だと、なおかつそういうところに行ってドアをたたいても出てこない、どうやったらそういう人たちに会えるかという、例えばそういう人たちでも絶対買い物には行くわけでありまして、あるいは何か楽しいイベントというか、何かもらえとかいろいろなことがあって、それで出てくる場合もあるわけです。そういったものにどうやってアプローチしていくかと、開かないドアを開けていくか、そういう人に会っていくかというのが、例えば独居老人という言葉がありますけれども、そういった対策になるわけでありまして、それは例えば健康推進員というものすごい肩書がなくても、肩書きというか、そういう特になくとも、いろいろな形でかかわれるのではないかと、そういうことが大きく広がることで、各課が一生懸命やっております健康診断とか、スポーツ振興とか、そういうものにどうやってアプローチさせるかという、そこが健康ふっさ21のポイントでありますというふうに私は理解しております、それがひいては国保会計の負担減といいますか、あるいは健康寿命を延ばすという、そういうことにつながるのではないかとこのように思っております。

この健康ふっさ21の終わりの方に26市の平均寿命の比較というのがありまして、福生市は男性も女性も下の方でありまして、男性は下から3番目、女性は2番目という、やはり平均寿命にもいろいろ問題があらわれているのではないかとこのように思いますので、ぜひそういう取り組みを、とにかくあと8年とかの間に、例えばたばこであればこの中で3名は減らせるというような形をとっていただきたいというふうに思います。これはそういう要望といいますか、思いを言わせていただきたいと思っております。

2項目目の都市基盤整備でございます。1点目の熊川団地の交差点についてはわかりましたので、よろしくお願いします。

それからまた、16号の拡幅というのがどういうふうになるかということで、奥多摩街道の交通がどういうふうになるか、そして内出交番前の交差点の改良によって、例えば石川酒造前のあの細い道をどういうふうに車の交通量を減らしていくかというようなことも含めて考えていただければというふうに思います。

都市基盤整備の2番目の南公園でございますけれども、これもよくわかりました。ただ、1点どうしてもこの多摩川の河床が高いという問題がありまして、高いだけではなくて、真ん中が高くてこっちが低いという、前も申し上げましたけれども、こっち側に川の水がどんどんきているということで、何としても河床を下げるというか、真ん中を掘って土をこっちへ持ってくるだけでもいいと思うのですが、何とか河床を下げる方法というのをやっていかななくては行けないと、これについては要望を出されたそうでございますけれども、これについての見通しと申しますか、これは南田園、北田園のいわゆる水害のことも関連しますので、その河床の部分はどうするかということについて、もし御答弁いただければというふうに思います。

田園通りの信号につきましては、よろしくお願いします。

その次に、米軍横田基地についてでございます。この市内在住の米兵といいますか、

軍人、在住しておるわけでございます。例えば、沖縄であると外出禁止令というのが出ればそこでぴたっととまるわけですけれども、市内在住であれば、市内にいるわけですからそういうわけにいかないと。よく、最近はたまにですけれども、軍服を着て出ていると、そういった場合に一番気になるのが武器の携帯というのは、ちゃんとこれは制限されているのかということについて再度、これは基本的なことですが、そこについては守られているのだろうなと思いますけれども、確認をお願いしたいと。

もう一つは、司令官が変わりましてライス中将になったのですけれども、前の司令官はやはり夜間の特定地域のいわゆる立入禁止を言っていたわけですが、次の司令官もそのような方針をそのまま堅持しているのかどうかということ。

それからもう一つは、市内在住と申しまして、どこに住んでいるかというのはアメリカ軍から話ができるわけではなくて、やっとなら、数字だけ出てきたという状況だと思うのですが、やはり地域のことは、例えば、警察の地域の巡査の方が1軒1軒回ってとらえているわけですが、そういうところで例えば軍人がどこにいるのかというのは抑えられているのだろうなと思いますけれども、そこら辺の確認をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問ということでお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、再質問でございますけれども、まず米軍人の武器の取り扱いについてでございますけれども、横田基地の軍人が武器を携行できるのは業務中だけでございます。業務終了時に憲兵隊の保管庫で憲兵隊が管理している状況だそうでございます。また、米国は拳銃などの所有が認められている国ではありますが、横田基地では個人で所有する武器等については米本国から持ち込むことを禁止をしておりますことから、個人が所有する武器等はないとのことでございます。

続きまして、司令官の方針的なことでございますけれども、現横田基地司令官のニューエル大佐は日米友好を最も重要な問題であると考えているとのことでございます。横田基地では平成17年に当時のシスラー司令官が横田基地の軍人・軍属に命令をしました飲食店街への夜間立入禁止命令、これは現在も継続をされているとのことでございます。

続きまして、警察による軍人・軍属についての把握でございますけれども、福生警察署地域課へ問い合わせをいたしましたところ、駐在さんによりまして巡回連絡の中で軍人・軍属についても把握はしているとのことでございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、河床高を下げるということで1月16日に京浜河川事務所に市長の随行で私も一緒に行ってまいりまして、すべて話せるかどうかかわからないのですが、記憶を呼び戻しながらお話したいと思うのですが、書類的には19年3月10日だったと思うのですが、多摩川を考える会のシンポジウムがございまして、そこに福生市として課題を提起してくれないかと、こういう話がございまして、「河床高に悩む福生市」と、こういうことでパワーポイントを使いまして話をさせていただきました。

まず、そのときの資料は、平井川にやはり昭和堰と同じように、川は違いますけれ

ども、堆積して、平井川に川道敷がございます。それと狛江市の先から川崎市にかけて二ヶ領宿河原堰というのがございまして、そこもやはり堰がございまして、台風による大水が流れ出ますとですと土砂が圧力でその堰が可動して下がると、それによって土砂が流れていくという、その二つの事例を出しながら19年の3月にそういう説明をいたしましたので、その資料をもとにいたしまして、ぜひとも長期的な視点に立って、多摩川全体を含めてお願いをしてきました。

一番最初に示したのは、南公園の21カ所から多摩川の写真を撮りまして、その写真すべてどこから撮ったのかというのをまず一番に全部添付いたしまして、19年3月10日に公園下、二つの事例を出しまして、実績があるのでぜひこれを昭和堰に導入してほしいと、こういうお願いをいたしましたところでございます。

それから、田村（正）議員さんに市長の方から答弁がありました柳山公園のところの洗掘されましたところは、現在工事をしておりまして、柳山寄りに川が流れていたのですが、現在土嚢を砂利で作成いたしまして積んでおりまして、仮に工事として、そこも要望した事項でございますけれども、現在進んでおりまして、21年度にはそこに本格的に対応する予算要求をしていただくと、こういう話も市長に直接電話がございまして、京浜河川事務所長からありました。

それからもう1点は、羽村大橋の下の小作堰からの砂利の移動なのですけれども、またここで現在移動しておりまして、結構人工的に堆積をしております。このことにつきましても、堆積した状態と台風によって、その堆積した砂利がなくなった状態の写真を提示しまして、この砂がいわゆる昭和堰から福生のかに坂公園あたりまでに堆積してしまうのですと、こういう説明をしてぜひ改善をお願いしたいと、こういうことでお願いをしていたところでございますが、そのときのお話では、所長から市長に對しまして京浜河川事務所としても多摩川、浅川関係、こちらの区域でございますが、中期的な計画を立てて、その中で対応していくような方向を見出していきたいと、こういう答弁をいただいておりますので、緊急的な内容につきましては柳山とかに坂のじゃ籠、それから羽村の堰の堆積の問題、長期的については可動堰の、河床を下げていただくと、そして昭和堰に中州ができないように、中州が撤去できるような可動堰をぜひつくってもらって、昔は白鳥が飛来していたそうでございますので、ぜひ白鳥が将来的にはまた飛来して、多くの多摩川を散歩する人が見られるような状況をつくっていただきたいと、こんなことも要望してきたところでございます。

○13番（羽場茂君） ありがとうございます。それでは要望ということでさせていただきますと思います。

健康ふっさ21につきましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

子育て支援策のことでございますが、先ほど総合的な計画をつくるという話をさせていただきましたが、これにつきましてはなんでこういう話をするかというのと、一つはこれほど福生市が子育て支援策、さまざまやっているということをやはりアピールして、いわゆる子育て世代が福生に来るといふようなことをひとつはやっていただきたいというのが一つはあります。

例えばいろいろなアパートが今空いていると、それによって不動産、固定資産税が

払えなくて困っている地主さんもいたりします。そういうところに、市の補助が出せるかどうかあれですけども、子育ての世代が定着してくれるようにしていただいて、なおかつその分を高齢者がお手伝いする、その分をまた市内でお返しするというような、このローテーションができるような、そういうような住宅政策も含めた定住化政策というのもあり得るでしょうし、それからいわゆるPTAでのお父さんの中では非常に能力を持った方がいらっしやいまして、例えばロケットの最先端の研究をしているようなすごい人がいて、なかなかそういう人が地元とかかわりができないというようなこともあって、そういうのがもっと子どもたちと触れ合うようなことなんかも子育てと教育の合体でできないものかということと、それからまた、マイナス面でもございますけれども、中学生、例えばいろいろ非行を起こしてしまって家庭にもいられないような、そういうような状況の中で学校も手が出せない、地域もなかなか手が出せないというときに、昔から知っている人間関係で何とかそれをつなぎとめるというような、いわゆるそういったことも含めた施策をいよいよ打っていくべきではないかと、結局はそれは何かというと、人と人との関係がどこまで回復できるかということにかかわるかと思うのです。

いろいろ行政的に用語でいろいろなことがあっても、結局は人と人とがどこかでどうつながって、お互いにどう励まし合うか、どう手伝うかというような、そういうネットワークがどうできていくかがこれからの行政には非常に大事ではないかと。いわゆる市民協働と、市民参加という言葉はありますけれども、実態というのはそういう一つ一つの厳しい現実をどうやってみんなが入り込んでいくかという物すごい戦いではないかというふうに思います。

これもまた野澤市長さんのもとの大きく広がってきたかと思えますけれども、これをまた広げていっていただくように次の方にはお願いしたいというふうに切に思うわけでございます。

また、先ほどありました多摩川の問題につきましては、清水部長さんが一生懸命やってこられまして、いよいよここで退任ということでございますけれども、若き3本の矢がいらっしやいますので、ぜひともお願いしたいと思います。

清水部長さんが1人で田園通りを、違法な看板を1人で撤去している姿を何度も見まして、本当にその心をまた引き継いでいただけるのではないかというふうに思います。

そういうことも含めまして、野澤市長さん、本当に8年間ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君質問席着席）

○11番（奥富喜一君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

中央政府が日本の現在と将来に対して破滅的な行政運営を繰り広げ、同時に現時点で大きく市民に痛み、苦しみを押しつけている現状があります。地方自治体はみずからに対する関心はもとより、住民生活や地方自治体の活動に悪影響を及ぼすような立

法や政策、あるいは日本国憲法の目標をないがしろにするような行動について、中央政府のあり方を正すための機能である、権能である自主立法権、自主行政権、自主財源権、自主組織権を守り、生かすことが強く求められています。そもそも地方自治体は個々人の日常生活において憲法の定める基本的人権を具体的に実現するために存在しています。

こうした立場から10項目について一般質問させていただきます。まず1件目は、前回に引き続いて安全安心のまちづくり最大の障害横田基地について、その2として8点ほど質問いたします。さきに何人かの方が質問されていることありますが、改めてお聞きをさせていただきます。

1点目、2月にまた米海兵隊員による女子中学生への性的暴行事件が発生しました。福生市で同様の事件が発生したら「日本政府が処理することになっている」で済ませてよいものでしょうか。また、東京都や当福生市内での軍人などによる事故の発生はどんな状況でしょうか。2点目、日米安保条約で現在も日本は守られていると本当にお考えでしょうか。3点目、日米安保条約の枠を超えた在日米軍再編について容認するお考えでしょうか。4点目、一昨年2月に米軍横田基地に創設された共同統合作戦調整センター、BJOCCはこの間どのような機能を果たしてきたと見られておられるのでしょうか。5点目、2010年に東京都府中市の航空自衛隊航空総隊司令部が移設され、BJOCCとトンネルで結ばれる予定とのことでしたが、どのように把握されているのでしょうか。6点目、航空自衛隊航空総隊司令部は600人、施設総額150億円、このほかにどんな内容が使われているのでしょうか。7点目、横田基地在住者は通常でも陸軍、海軍、空軍、海兵隊の4軍のすべての軍人がこの福生にいるということでしょうか。8点目、福生市内に居住する軍人・軍属、家族等把握の状況はどのようなか。以上、8点についてお聞かせください。

次に、2件目としてこれも前回に引き続いてになります。生活保護行政について、その2として以下5点についてお聞かせください。

1点目、申請権の侵害となるような行為は本当になかったのでしょうか。2点目、当市でも水際作戦を行ってきたのではないのでしょうか。3点目、自立支援に向けた就労支援の取り組みの現状はどのようなになっているのでしょうか。4点目、高校進学への道が広げられたようですが、この制度の概要について紹介をしてください。5点目、生活保護被保護者等就労促進指導員や、生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム等に基づくハローワーク等関係機関との連携、支援状況の紹介について、以上5点についてお願いいたします。

次に、3件目として障害者雇用「チーム支援」「障害者就業・生活支援センター」について、以下4点についてお聞かせください。

1点目、地域福祉施設、特別支援学校等の関係機関との連携状況について、2点目、就職から職場定着まで一貫した支援を行うチーム支援について、3点目、関係機関との連絡調整等を担う就労支援コーディネーターの配置事業について、4点目、障害者就業生活支援センターについて、以上4点についてお願いいたします。

次に、4件目として信用保証協会の「保証料」と「責任共有制度」について、保証

料が事前宣伝では安くなるというようなことでしたが、実際には従来より高くなったと一般では言われています。どのようになっているのか、また責任共有制度により融資の引き上げや貸し渋りがふえていると聞いておりますが、どのような制度なのかを紹介していただきたいと思います。

次に、5件目として小規模工事等契約希望者登録制度について、これも前回に引き続いてお聞きしております。小規模契約事業者登録制度をできるところからでもぜひ開始していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

次に、6件目として高齢者や障害者にやさしい行政、経済的支援策について、後期高齢者制度の実施が予定される4月1日まで1カ月を切りました。対象となる75歳以上の方には制度を知らせる通知が届き、当市でも説明会も開催しているわけですが、高齢者からは説明がさっぱりわからない。保険料はどうなるのかなどの苦情が噴出しています。75歳以上の高齢者は今まで入っていた国保や健保を無理やり脱退させられ、有無をいわず新しい制度に約1万3000人の方が加入させられます。4月以降に75歳になる人は誕生日の日から加入となります。年齢を重ね、病気がちになる75歳以上だけを他の医療保険から切り離し、受けられる医療内容にも差をつけることをねらったものです。年齢で差別する医療制度は全員加入の皆保険制度をとっている国では世界でもこのような例はありません。

国民の世論に押されて政府与党は保険料徴収の一部を先送りする凍結策を打ち出しました。「公明党は負担増を凍結、公明の主張大きく反映」とポスターなどでも宣伝しています。しかし、凍結の対象になるのは75歳以上の約1300万人のうちこれまでに子どもなどの扶養家族だった約200万人の方だけです。国民健康保険に入っている人など大多数は4月から保険料を払わなければならないことに変わりはありません。

そもそもこの制度は、自民党と公明党の与党が2006年に国会で強行した医療改悪法によって決められたものです。日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党は2月28日、後期高齢者医療制度を廃止する法案を衆議院に提出しました。国会での実りある議論を期待したいと思いますが、とにかくスタートをしようとしている制度ですので、2点だけお聞きします。

1点目は、75歳以上の後期高齢者医療制度での健康診査について、2点目は、75歳以上の後期高齢者の診療報酬の新設について、あわせてこうしたお年寄りいじめの国の政治から少しでも市政が力になるべきではないかと私は考えておりますので、再三の質問になりますが、次の2点についても考えをお聞かせください。3点目ということで、高齢者住宅家賃助成などの復活について、そして4点目として、お年寄りの生活を支援する取り組み、痛み和らげ手当支給などについて、以上4点について後期高齢者の関係はお願いいたします。

次に、7件目としてC型肝炎ウイルスの感染者対策について、薬害肝炎救済法がことし1月16日施行されました。救済の対象になる人はどんな人たちなのか、投与された当時のカルテなどの書類が残っている場合だけでなく、医師、看護師、薬剤師などによる投与事実の承認や、本人、家族などによる記録、証言も考慮されますので、カルテがないのでだめとあきらめずに医療機関の協力を得てください。医療機関が廃

院となっている場合などは都道府県の窓口で御相談ください。御自分がC型肝炎に感染しているかわからず不安な方は保健所での無料の検査を受けることができます。この呼びかけなどで私も2人の方から相談を受けました。

そこで、8点についてお聞かせください。1点目、C型肝炎ウイルス感染者の検診と発見状況について。2点目、350万人と言われていることからいけば、2007年9月1日の日本の人口は1億2774万6000人、福生市の2月1日人口は6万963人ですから、福生市内でもこれから1670人余りいるということになります。現状、どの程度が把握されているのかをお聞かせください。3点目、まずは検診を受けてもらうことですが、どのように進めようとしているのか。4点目、感染が判明した場合のその後の治療についての相談窓口はどこにあるのかをお聞かせください。5点目、どんな治療法があるのか、完治するものなのか。また6点目として、どんなことに気をつければほかの人への感染を防げるのか。7点目、C型肝炎感染者を救済するための給付金支給の特別措置法とはどんなもののでしょうか。8点目、因果関係などどのように証明するのか、弁護士に頼んで解決できるのか。以上8点についてのお答えをお願いいたします。

次に、8点目として妊婦検診の公費負担を14回とすることについて、少子化対策の中でも重要な位置を占める妊婦検診診査を公費で行うことについて2点お聞かせください。

1点目は、東京23区のうち20区で4月から妊婦検診の公費負担が14回にふえることが明らかとなっております。当市での現状はどのようでしょうか。2点目、今後国基準に従った14回に公費負担を拡大することについての考えはあるのでしょうか。以上2点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、9件目として中央公園や南公園にごみ指導員を常設配置する取り組みについてお聞きいたします。

環境問題は最近強く叫ばれるようになったもので、子どもたちだけでなく私たち大人への教育も不可欠です。最大の効果を上げるのが、公園にごみ指導員を配置し、ごみの分別の仕方を直に知る機会の拡大を図ること、狭いスペースで資源ごみ貯留に困っておられる家庭に気軽に排出の場を設けることができれば、一石二鳥の成果を得ることができるので、ぜひ実施すべきと考えますが、このことについてどのようにお考えかお聞かせください。

次に、最後10件目として交通弱者対策としてのバスを走らせる計画の進捗状況についてお聞きします。他の議員の方、大分聞いておられますので、余り重複しないようにお聞かせください。

まず、試乗させていただいた感想としては、他の議員の方と同じくよくルートの手やこまめな停車は利用者本位で大変よいとの感想を持たせていただきました。それだけにコースに若干無理が感じられ、バスの運行に当たる方の負担が大きく感じられるところです。労働の配慮が気になりましたので、その点どのようになるのか、まずはお聞かせください。

2点目として、小学生の低学年、せめて2年生ぐらいまで含まれないものかとい

う、この点についての見解をお聞かせください。3点目として、羽村の「はむらん」が福生病院まで乗り入れているように、西多摩衛生組合の温水プール、瑞穂斎場などにも乗り入れる希望も多いのが実際ですが、可能性はどうかについてお聞かせください。

4点目として、今後の課題として、健常者についても環境保護の視点からバス乗車を促進し、自家用車を市内周辺では乗らないように発展させること、別途コミュニティバスを走らせる必要があると考えますが、この点についてどのような考え方をお持ちでしょうか。

以上で最初の一般質問を終わります。以上10件について御答弁をよろしく願います。

○議長（原島貞夫君） 3時10分まで休憩といたします。

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 奥富議員さんの御質問にお答えをいたしていきます。

大変多岐にわたる御質問をいただきましたので、しかもその御質問の内容が非常に細かいことにわたっておりますので、各担当部長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 私からは、1点目の安全安心のまちづくりの最大の障害横田基地についてその2、それと5項目目の小規模工事等契約希望者登録制度について、この2項目につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、横田基地についての1点目、沖縄での暴行事件への対応でございますが、このようなことは絶対にあってはならないことと認識をいたしております。また、横田基地では第374空輸航空団司令官が基地の軍人に対して綱紀肅正の通知を出していることを確認をしておりますが、横田基地周辺の5市1町の連名で改めて綱紀肅正の要請をいたしております。このような事件に関してはやはり米軍と日本政府が責任を持って対応していくべきであると、そのように考えております。

また、軍人などによる事件・事故の発生件数に関する情報としては、3カ所からの情報で、いずれにも平成18年度の東京都による事件・事故の発生状況について申し上げますと、まず昨年12月21日の衆議院での答弁では、警視庁で検挙した件数では7件でございます。また北関東防衛局の情報では、公務上での交通事故が13件、公務外での交通事故が112件、合計125件、刑事事件はゼロでございます。それと東京都からの情報では粗暴犯1件、その他2件の計3件でございます。

なお、福生市内での交通事故につきましては、2月24日に福生市内で横田基地の憲兵隊員が酒気帯び運転による交通事故1件と、2月26日にも米軍人の信号無視による交通事故が発生をしております。なお、酒気帯び運転につきましては、2月26日に東京都と5市1町で横田基地司令官に対し綱紀肅正の要請を行っております。

次に、2点目の日米安保条約についてでございますが、安保条約を初め外交的な方法や経済的な関係などさまざまな方法を使って平和関係、あるいは国防を維持をしていくべきであると、そのように考えております。

次に、在日米軍の再編につきましては、市といたしましては6項目の要請を国に提出し、その考え方を示しておりますが、国策として既に決定し、横田基地に航空自衛隊の航空総隊司令部の庁舎棟などその関連施設の建設工事が始まっている状況でございます。

次に、4点目の横田基地に創設された日米共同統合運用調整所につきましては、暫定的に設置されたことは聞いておりますが、正式に設置されたことは把握はいたしておりません。

また、5項目目の共同統合運用調整所が航空自衛隊の航空総隊司令部とトンネルで結ばれているとの情報については、把握をいたしておりません。

次に、航空総隊司令部の移駐する人数につきましては、北関東防衛局に確認したところ、移駐する人数に関する新たな情報はなく、約600人と考えているところでございます。

また、予算につきましては19年度に航空総隊司令部庁舎棟、機械棟及び周辺施設の工事費等に約146億円でございます。20年度には自衛隊員の宿舎や厚生施設などに約136億円を計上したと聞いております。

次に、横田基地在住者につきましては、横田基地には基地を管理している第374空輸航空団のほかには在日米軍の司令部が配置をされておりますので、陸軍、海軍、空軍、海兵隊の軍人が所属をしていると伺っております。

最後に、福生市内に居住する軍人等の状況でございますが、平成19年3月31日の時点で2643人で、このうち193人が基地の外の福生市のエリアに住んでいるとの情報を得ております。

続きまして、5点目の小規模工事等契約希望者登録制度についてでございますが、現在工事関係の競争入札参加資格審査申請登録につきましては、平成16年に都内全域の自治体により設立をされました東京電子自治体共同運営協議会が提供いたします電子調達サービスを活用した登録といたしております。

従前の紙ベースでの登録につきましては、2年間の登録で、電子調達サービスが開始をされた平成16年度にその2年間の満了いたしました。電子調達サービスを活用した資格審査申請登録、電子申請に移行するにはインターネット環境の整備が必要なことから、制度改正に伴う経過措置としてその後17、18年度の2年間、市内事業者に関り従来どおりの紙ベースの申請を認め、業者登録を受け付けてきておりました。その結果、その後ほとんどの事業者が電子登録に移行したことに伴いまして、平成19年度からは工事関係の登録は電子登録のみといたしております。

したがって、特に小規模工事等を対象とした登録制度は実施をしていない状況でございます。現時点でこの制度を実施する予定はございません。ただし、小規模の事業者でも電子登録は可能となっております。一度の電子登録手続きで他の自治体にも登録できることとなっております。

なお、物品関係の登録につきましては、従前の紙ベースでの3年間の登録が平成17年度に満了し、電子調達サービスを活用した登録への移行期間として、工事関係の登録と同じくインターネット環境の整備が必要なことから、経過措置として平成18年度からさらに2年間、市内の事業者に関り従来どおりの紙ベースの申請を認め業者登録を受け付けてまいりました。

物品関係の事業者の中には年間でほとんど取り引きがなく、仮に見積もり等を取る際にも必要とする物品が極めて少額な場合があり、またインターネット環境の整備が困難な場合も想定され、そうした業者への対応を検討してきたところでございますが、20年4月から物品関係につきましては小規模契約事業登録制度を、この制度を廃止をする予定となっております。

○福祉部長（星野恭一郎君） 市長の補足答弁を申し上げますが、私からは2項目、3項目、6項目目の3点目と4点目、それと7項目、8項目、最後の10項目につきましてそれぞれ答弁をさせていただきます。

まず、2項目目の生活保護行政についてでございます。第1点目の申請権侵害を疑われるような行為の有無につきましては、生活保護法の趣旨に沿って事務処理を適正に実施しておりますので、申請権を侵害するような行為はないものと考えております。

次に、2点目の当市での水際作戦の有無につきましては、これも法の趣旨に沿って事務処理を適正に実施しておりますので、生活保護の申請書交付の不当な遅延等のいわゆる水際作戦はないものと考えております。

3点目の自治支援に向けての就労支援の取り組みの現状と、5点目の生活保護被保護者等就労促進指導員や、生活保護受給者等就労支援事業に基づく連携等の状況につきましては関連がございますので、あわせて答弁を申し上げます。

就労あっせん等に専門的な知識を有する被保護者等就労促進指導員を毎週定期的に配置し、稼働能力を有しながら就労に結びつかない被保護者に対して面接の受け方、職種の選び方などの助言指導や、就労にかかる情報提供等を行う就労の促進、あるいは厚生労働省等が推進する生活保護受給者等就労支援事業に基づきハローワークと福祉事務所等の関係機関等の連携による支援体制を活用いたしまして、生活保護受給者等で稼働能力のある方を御本人の了解のもとにハローワークへ推薦し、ハローワークでの就労支援コーディネーターが個別指導、支援を行いまして、また特に就労困難なケースにはより専門的な対応のできる就労支援ナビゲーターによるあっせんなどにより一定の成果を上げております。

また、稼働年齢内の方で身体的、精神的ハンディ等を抱えた方につきましては、短時間就労等一人一人に適した仕事のあっせんや、スキルアップのためにハローワーク、雇用能力開発機構や東京仕事財団等によるパソコン操作習得講習、就職支援講習などの御案内を実施して、生活保護受給者の方の経済的自立はもちろんのこと、日常生活、社会生活的自立等の支援に努めております。

次に、4点目の高校進学支援プログラムにつきましては、生活保護受給者等就労支援事業の一環としての個別支援プログラムでございまして、高校進学率の一般的な高まり、貧困の再生の防止の観点から生活保護世帯の就労自立への有効な手段でもござ

います高校進学を支援するために、中学３年生の子どもを持つ親に子どもの高校進学に対する動機付けを行い、親子の進学意識を高め、貸付資金、就学扶助の情報提供を行うなど高校入学まで支援し、子どもの社会的自立を促すことを目的としたものでございます。

これは平成１７年度に生活保護制度の見直しが行われまして、高校進学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料、受験料等を公立高校における所要額を目安に、生業扶助の技能習得費、高等学校等就学費として支給できるようになった制度を有効かつ効果的に活用するものでございます。

続きまして、３項目目の障害者雇用「チーム支援」「障害者就業・生活支援センター」についてでございますが、平成１８年４月に改正障害者雇用促進法が全面施行されましたが、労働政策審議会意見書や国会審議の際の付帯決議等において、次期制度改革に向けた障害者雇用対策のさらなる充実強化が求められている現状でございます。

近年、障害者雇用を巡る状況として短時間労働、派遣労働等就業形態が多様化し、就業形態に対する障害者ニーズを踏まえつつ、働き方の選択肢を拡大しながら障害者雇用を促進することが必要となっていることや、雇用、福祉、教育等の分野の関係機関が役割分担のもと、各地域において就労支援のネットワークを構築する等も重要となっております。

御質問の１点目、地域福祉施設、特別支援学校等の関係機関との連携状況でございますが、東京都の養護学校では卒業する高等部３年生を対象として個別支援計画を作成し、生徒一人一人のニーズに応じた社会参加、自立に向けての支援体制を構築しておりまして、市の福祉部社会福祉課とは早い段階から学校側と連絡調整会議を行っております。

また、生徒一人一人の支援を確かなものとするため、本人を中心とした保護者や市の福祉部社会福祉課、福祉事業所、企業、生活支援団体などの関係機関の連携が不可欠ですので、毎年その関係機関が集まり、生徒一人一人のニーズや支援内容を確認し合うために相談会議が実施されておりまして、本年も３月に個別移行支援計画に基づく支援内容の調整及び確認のための相談会議が予定されています。なお、生徒の実習の場として地域活動支援センターのれんげ園やハッピー等の福祉施設で実習生の受け入れを行っております。

次に、２点目の就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」についてと、３点目の関係機関との連携調整等を行う就労支援コーディネーターの配置事業につきましては、関連がございますので、これもあわせてお答えを申し上げます。

市では障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう就労支援事業の実施及び生活の基本でございます住居、食事等の日常生活に則した課題に対して個別、具体的に相談支援を行うとともに、必要に応じまして関係機関への連絡調整等を一体的に提供いたします。仮称でございますが、障害者自立生活支援センターの設置を現在検討中でありまして、そのセンターに専門職員の就労支援生活支援コーディネーターを配置し、障害の種別、身体、知的、精神にかかわらず就労支援及び一般相談が利用できることにより障害者等の日常生活、社会生活の

安定が図れると思っておりますが、設置につきましては今しばらくお時間をいただきたいと存じます。

次に、4点目の「障害者就業・生活支援センター」についてでございますが、職場不適応により離職した方や、離職のおそれがある在職者など就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し支援を行い、障害者の就業生活における自立を図ることを目的といたしまして、東京都が実施主体となりまして、現在都内に4カ所設置されております。就業及び日常の生活相談、職場定着支援等々の事業が実施をされております。

続きまして、次に6項目目の3点目でございます。高齢者住宅家賃助成などの復活でございますが、高齢者の住宅家賃助成につきましては、新たな行政需要の拡大や、行政改革の一貫としていわゆる金銭的給付が金銭給付的な支給などの見直しによりまして、平成18年度から助成額を段階的に縮小し、平成19年度をもって廃止することといたしております。したがって、現時点ではこれを復活いたす考えはございません。

次に、4点目のお年寄りの生活を支援する取り組み、痛み和らげ手当支給などについてでございます。この御質問につきましては、これまでも何回かいただいておりますが、従来より必要に応じて各種施策につきまして基本的に高齢者に配慮した対応を行っているものと考えておりますので、新たな手当を支給する考えはございません。

続きまして、7項目目のC型肝炎ウイルス感染者対策についてでございますが、感染者の検診と発見の状況につきましては、市では肝炎ウイルス検診を毎年5月から7月まで、9月と10月に実施しております。平成14年度から18年度までは市民の40歳から70歳までの5歳ごとの節目の方と、過去に肝機能異常を指摘されたことのある人、広範な外科的処置を受けたことのある人などを対象にして5年間実施いたしました。

この5年間で5850人が受診し、その結果42人の方がC型肝炎ウイルスに感染している可能性が高いと判定されました。平成19年度以降の3年間は40歳の方と40歳を超える方で今までに検診を受けたことのない方を対象として実施をいたします。市の検診期間を過ぎますと都民全体を対象とした東京都の肝炎ウイルス検診事業にて対応していくことになります。

検診の推進につきましては、都の肝炎ウイルス検診受診勧奨事業取扱要綱に基づき広報、ホームページ、検診医療機関でのポスターの掲示、また40歳の市民へのリーフレットを配布するなど受診を勧奨しております。

感染が判明した場合の相談窓口といたしましては、東京都福祉保健局でございますが、市民からの問い合わせにつきましては、検診については都の健康推進課、医療費助成は同じく都の疾病対策課、フィブリノゲン製剤については薬事監視課を案内することといたしております。

感染の治療法といたしましては、ウイルスの増進を抑えるラブリミンなどの内服薬の服用、またウイルスの排除を目的としたインターフェロン製剤により完治が期待できるようになったとのことでございます。

感染につきましては、主に血液感染でございますので、例えば汚染されている注射器の打ち回し、輸血、血液製剤、感染者との性的接触、感染者の血液に直接触れた場合など以外は日常生活では感染が起こる可能性はほとんどないとのことでございます。

C型肝炎ウイルス感染者を救済する特別措置法として、特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法がこの1月に制定されまして、症状に応じて1200万円、2000万円、4000万円の3段階の給付金が支給をされます。

この法律が適用される感染の因果関係につきましては、製剤投与の事実、製剤投与と感染の因果関係、症状等につきまして裁判所が判断いたしまして、認定された場合にはその弁護士費用は一定の基準で国や企業が負担することとされております。

続きまして、8項目目の妊婦検診の公費負担を14回とすることについてでございます。市の現状と検診回数の拡大でございますが、現在、市では妊婦健康診査を2回、出産予定日現在35歳以上の妊婦の方に妊婦超音波検査1回を公費負担で実施しております。

妊婦検診の重要性、国や都、各市の動向などにかんがみまして、この妊婦健康診査に3回を上乗せして5回実施としてこの4月から実施してまいりたいと存じます。なお、当面の間はこの妊婦健康診査、5回の実施を継続してまいりたいと考えているところでございます。

次に、最後の10項目目の交通弱者対策としてのバスを走らせる計画の進捗状況等についてでございます。現在、福祉交通網の整備といたしまして、市内福祉施設等への送迎バスの試行運行に向けましてその調整、準備を進めているところでございますが、さきに何人かの議員さんに答弁申し上げておりますので、試行運行の詳細につきましては省かせていただきまして、まず運行に当たる運転手の負担が多いのではとのことでございますが、実際の運行につきましては労務管理上にも配慮いたしまして、運転手3名体制での運行を行う予定でございますので、適正な運行ができるものと考えております。いずれにしても、法令順守の上安全運行に心掛けた試行運行を行ってまいりたいと考えております。

次に、小学生の低学年くらいまで利用対象を拡大できないか、あるいは福生市以外への運行につきましては、試行運行期間における運行状況などを検証した上で判断をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、環境保護の視点等からコミュニティバスの運行についてでございますが、今回はあくまでも福祉交通網の整備としての福祉バス運行の試行をいたそうとするものでございますので、コミュニティバスにつきましては別に考えることであると思っております。

いずれにしても、走らせて考えるということにもなりますが、できるだけ早い次期に福祉バスの試行運行ができるよう、その準備を進めさせていただきたいと存じます。

○市民部長（石川弘君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

6項目目の1点目と2点目でございます。まず、1点目の75歳以上の後期高齢者医療制度での健康診査についてでございますが、平成20年度からは従来の老人保健制度に基づく基本健康診査が行われてまいりましたが、新たな高齢者の医療の確保に

関する法律に基づきまして40歳以上、75歳未満の方につきましては、法の規定に基づき特定検診、特定保健指導としてその実施が各医療保険者に義務づけられてまいります。

しかしながら、75歳以上の方の健康診査等につきましては、医療制度改正による法の規定では都道府県後期高齢者医療広域連合における努力義務となっております。東京都後期高齢者広域連合におきましては、75歳以上の検診につきましては、その実施について検討してきたところでございますが、これまで基本健康診査で40歳以上の検診を実施してきている状況から、75歳に到達したということで、その機会をなくしてしまうということとはできないであろうということで、検診の実施を決定をしております。

後期高齢者の健康を保持、増進し、医療費の適正化につなげるため、国の検診保健指導プログラムに基づき実施していこうとするもので、実施に当たりましては広域連合において行うことは困難であるため、区市町村に委託していく予定となっております。委託化等の内容や事務処理方法等につきましては、具体的にはまだ示されていないところでございます。

なお、既に糖尿病等で継続的に医療機関にかかっている方や、治療を受けている方は、医療の段階になっているということでございまして、このような方につきましては、高齢者はこの事業の対象外となるものでございます。

次に、2点目の75歳以上の後期高齢者の診療報酬の新設についてでございます。中央社会保険医療協議会、いわゆる中医協は2月に病院勤務医等の負担軽減策や、後期高齢者医療制度の診療報酬体系などを盛り込んだ20年度診療報酬改定案をまとめ、厚生労働大臣に答申したところであると聞いております。

後期高齢者の医療に関しては、専門的なところはわかりませんが、新たな診療報酬体系の新設や、診療の中には従来の出来高払いから包括払いといった1日当たりの医療費を定めていくという包括定額性の実施なども盛り込まれているようでございます。

現在、市町村レベルではなかなか情報がつかめない中、広域連合や国保連合会等へも問い合わせをしているところでございますが、この改定については3月に告示ということで、広域連合や国保連合会におきましてもその後詳細が示されてくるということで、現状では詳しい内容はつかめていないとのことでございます。よろしくご理解のほどお願いをいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 4点目、9点目につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

初めに、4点目の信用保証協会の保証料と責任共有制度につきましては、現在、市では中小企業振興資金融資条例により運転資金、設立資金、開業資金の融資を行っておりますが、初めに信用保証協会の保証料でございまして、中小事業者が金融機関から融資を受ける際に、公的な保証人となります信用保証協会に信用保証料を支払うこととなります。

信用保証協会の保証料につきましては、平成18年4月1日から国による信用補完制度の見直しにより従来の一律率、一律の料率1.35%から保証料率は各事業所の

決済内容の審査を踏まえまして0.50%から2.20%の9区分に変更され、これにより業績悪化の事業所は保証料率は上がりましたが、逆に優良事業所は保証料が低くなっております。

次に、責任共有制度についてでございますが、同様に国の制度の見直しによりまして平成19年10月1日から新たに導入されております。この責任共有制度でございますが、信用保証協会が保証する融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任を共有し、両者が連携して中小企業事業者の融資、経営支援などより適切な支援を行うことを目的といたしております。

責任共有制度が導入されたことによりまして、保証割合は従来信用保証協会が100%全額保証しておりましたが、金融機関にも20%を負担していただく仕組みとなっております。これにより責任競争制度の対象となる保証料率につきましては、同じ9区分ですが、料率は0.45%から1.90%へと保証料も低く設定されております。

なお、福生市におきましては中小企業振興資金融資条例によりまして保証料の半額を助成しているところでございます。

次に、9点目の中央公園や南公園にごみ指導員を常設設置する取り組みについてでございますが、現在、市では分別の徹底を図るために広報、清掃だより、ホームページ等を使ってPRを行っており、日常的には廃棄物減量監視員が週5日分別がよくできていない集合住宅等を回って指導しておりますが、当面は本監視員制度を存続してまいりたいと考えております。

また、環境フェスティバル、ふれあいフェスティバルではブースを設け分別についてのPRを行っておりますが、PRにつきましてはこれで十分ということはございませんが、引き続き人が多く集まる機会等を活用してPRを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） この際、確認いたします。表示板によりますと残時間が40分となっておりますが、奥富議員、時間内に終わりますか。前回の事態が起こらないようにお願いいたします。それではお願いいたします。

○11番（奥富喜一君） 詳細な御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

1点目は、ほかの方も大勢質問されておりますので、安全安心まちづくり最大の障害横田基地の1点目は省略いたします。

2点目の日米安保条約で現在も日本は守られていると本当にお考えでしょうか、また3点目の日米安保条約の枠を超えた在日米軍再編について、容認するお考えでしょうかについて、安保条約を初め外交的な方法や経済的な関係などさまざまな方法を使って平和を維持するもので、日米安保条約だけを特化する必要はないと考えております。在日米軍の再編につきましては、国策として既に決定し、横田基地内に航空自衛隊の航空総隊司令部の庁舎棟などその関連施設の建設工事が始まっている状況でございますと市長はあっさりと御答弁なさいました。今各地により、日本国内において米軍人による交通事故、犯罪がこの綱紀粛正の中でも起こされているという報道がある

ところですが、2月24日、26日と交通事故を福生市内で起こし、しかも24日については軍の警察官である憲兵隊員が酒気帯び運転による事故を起こしているという答弁もありました。

当議会では本会議4日目、3月7日に沖縄での暴行事件に関連して意見書を全員一致で即決で通す予定ですが、こんなにばかにされていて、それでも本当にアメリカが日本を守ってくれると思っている、思わされているということに、またその立場に市長が立つとしたら危惧を感じ得ません。

そもそも相次ぐ米兵による犯罪は、米軍の体質的、構造的な問題に根ざしているわけです。米軍基地の縮小、撤去以外に米兵犯罪を根絶する道はなく、米軍再編強化は即時中止すべきで、日本共産党は米軍に特権を与え、犯罪や事故の温床となっている日米地位協定の抜本的改定を国会でも求めています。

5年前、イラク戦争の開戦をきっかけにして世界に広がった「国連憲章の原則と精神を守れ」を合言葉にした平和の流れはますます強まっています。平和を目指す地域共同体づくりも発展し、東南アジアでは武力行使を禁止し、紛争の平和的解決を目指すASEAN（アセヤン）、東南アジア諸国連合友好協力条約、いわゆるTACへの加盟が24カ国にふえました。TACだけでも世界人口の57%を占めているように、平和の流れは明確です。東アジアを平和と反映の共同体にする努力も進んでいます。現日本国憲法の完全実施の立場こそ世界が歓迎する道だと述べておきます。

4点目、一昨年2月に米軍横田基地に創設された共同統合作戦調整センター、BJOCCはこの間どのような機能を果たしてきたかと思っておられるかについて、横田基地に創設された日米共同統合運用調整所につきましては、暫定的に設置されたとは聞いておりますが、正式に設置されたということは把握しておりませんと答えになりましたが、私の聞いている呼称と前回もあわせて御答弁されている呼称が同じで、行き違いがあるように思います。私の言う共同統合作戦調整センター、英語表記ではBJOCCでは、当市は正式に設置の報告がきていないということでしょうか。この点についてお聞かせください。

5点目、2010年に東京都府中市の航空自衛隊航空総隊司令部が移設され、BJOCCとトンネルで結ばれる予定とのことだが、どのように把握されているかについては、当市では把握されていないとの御答弁でしたので、またの機会に譲りたいと思います。

6点目、北関東防衛局に確認したところ、600人と考えている。予算は平成19年度に航空総隊司令部庁舎棟、機械棟等に約146億円、平成20年度には自衛隊員の宿舎や厚生施設などに136億円を計上、合計で282億円、福生市の今建設中の庁舎が約40億円とすれば、7戸もつくれるというすごい建物ができるといことです。大変膨大な国民の税金がむだ金として注ぎ込まれるということとしてお聞きしておきます。

7点目、横田基地在住者は通常でも陸軍、海軍、空軍、海兵隊の4軍すべての軍人管理については、横田基地を管理している第374空輸航空団のほかには在日米軍の司令部が配置されておりますので、陸軍、海軍、空軍、海兵隊の軍人が所属していると

考えておりますとのお答えをいただきました。いわゆる戦時のなぐり込み部隊である海兵隊も所属している考えとのことですが、この点について間違いがないかをお聞かせください。

8点目、福生市内に居住する軍人・軍属、家族等把握の状況、これについてはわかりました。ほかの方もお聞きしておりますので。

以上、2点についてだけ、この点についてはお聞かせいただきたいと思います。

次に、2件目として生活保護行政について、その1、申請権を侵害するような行為はないものと考えているとのお答えでした。また2点目の水際作戦も行ってきたのではないのでしょうかとの問いに、生活保護法の趣旨に沿って事務処理を適正に実施しておりますので、生活保護の申請書交付の不当な事案等のいわゆる水際作戦はないものと考えているとのお答えでしたが、そもそも生活保護の申請書は他法、他施策を優先させる趣旨を説明することは当然としても、それをもって申請書の未交付や不受理の理由としてはならないものです。申請の希望があれば受理、14日以内に適用の可否を決定するのが法の正しい適用であるはずです。

私が実際に遭遇したケースを紹介いたしますと、ある会社経営者が事業経営に失敗し、多重債務に陥ってしまいました。こうしたときはまともな判断力は完全に喪失しているものですが、福祉の窓口では、福祉センターで都の融資事業の相談に乗っていますから、そちらに行ってみなさいと案内いたします。当然にその方は言われたままに行きます。そして、福祉センターでは返済の見通しのない融資はできませんとの結論を言いわたされ、ほかに知恵をわかすことができないので、やむなく福祉課にまた出向くことになります。生活保護では、借りたお金を国のお金で返済するわけにはいきませんので、まずその処理が必要です。当面の生活維持のために立川のハローワークに行行って仕事を確保してください。そして、消費生活センターなどで借金の返済の相談をしてみてくださいなどと言われてハローワークに、また消費生活センターなどに行きます。茫然自失の状態での仕事探しは当然うまく運びません。消費生活センターでは法テラスを紹介し、弁護士による自己破産手続きを紹介します。そこでもうパニック状況、うつ病状態に陥ります。もともとお金が底をついて、カード借入れもできずに福祉課を訪れたわけですから、わずかに残ったお金はこの間の交通費に消え、この何日か食事するお金もなく、空腹状態も手伝い自暴自棄に陥ってしまいます。そこでまた福祉課を訪れると、窓口は「言ったじゃありませんか。仕事を探すことと、弁護士にお願いしてまず借金をきれいにしなければ生活保護は適用できませんよ、他法、他施策が優先なのですよ」と本人にとってみれば何が何だかわからないことを並び立てられて、肩をすくめて家に帰り着き、自殺を考えることになります。説明のために大分省略しましたが、これが福生市の対応の現状です。

このようなぶざま水際作戦を繰り返しているのではありませんか。これこそ税金のむだ使いです。公務員は全体の奉仕者であり、憲法を守り、法律を正しく適用するのが本来の仕事です。ねじ曲げて成績を上げて自己の昇進を図ったり、上司や市長の御機嫌とりをする一部の奉仕者であってはならないのです。

ここで問題なのは、相談に行く段階で多くの相談者は既にまともな判断力を喪失し

ているということです。このことをよく理解してその人の状況に合った対応、例えば紙に一連の解決の順序立てを書き出して選択肢を示してあげる。食事の状況など考慮して、当座の食事代、交通代を貸与し、生活保護不適用の場合には返却しなければならないケースもあるので、安易に消費しないよう注意を与えるなど細々と親身に対応してあげるべきなのです。

精神的にかなり追い詰められている状況が見てとれる、依頼心を増長させる危険より迅速処理が必要と判断されれば都融資の可能性、就職の可能性、債務整理の処理など一緒にいって解決してあげるならば1日で済ますことが可能です。見通しが立てばその方も立ち直りが早いはずです。相談者の当面の生活を支援し、社会復帰を早めることに努めることこそ公務員の仕事であり、効率のよい税金の使い方と言えます。

そこでお聞きします。数値目標で管理をしていないか。もう少し丁寧な対応はできないのか。

3点目の自立支援に向けた就業支援の取り組みの現状はどのようになっているか、また5点目の生活保護被保護者等就労促進指導員や生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム等に基づくハローワーク等関係機関との連携、支援状況の紹介についてはわかりました。本来もっと早くこうした取り組みをしていただく必要があったと思います。私としては7年前の議会では同様な質問をしていた内容がやっと実現したという思いで答弁を聞かせていただきました。

ところで、いわゆるSEとかプログラマー技術者、ソフト開発者でのうつ病患者が継続している現状がありますが、世帯主がこうした状況に陥った場合に大変悲惨です。救済にどのようなプログラムを考えて対応しておられるかをお聞かせください。

4点目の高校進学への道が開かれた等については、平成17年度に生活保護の制度の見直しが行われ、高校進学に伴い必要となる学用品、交通費、授業料、受験料を公立高校における所要額を目安に生業扶助の技術習得費の高等学校等就学費として支給できるようになった制度を有効かつ効果的に活用するものとのお答えをいただきました。この趣旨での質問も7年前ごろに私は行っていると思いますが、同じようなことを全国的に考えておられる方がいて実現したのだなと感激をしております。生活保護行政については以上3点についてお答えをよろしくお願いいたします。

次に、3件目として障害者雇用「チーム支援」「障害者就業・生活支援センター」について、1点目、2点目、3点目、省略しますが、わかりました。必要に応じて関係機関への連絡調整等を一体的に提供する（仮称）福生障害者自立生活支援センターの設置の早い時期の実施を期待しております。

4点目として、障害者就業・生活支援センターでの対応が可能かなと思える難しい問題として最近私が遭遇した問題があります。それは特殊な疾病での可能性、例えばこれが実際にあった案件ですが、化学物質過敏症、低周波空気振動障害といった患者認定そのものが困難な病状に陥って働くことのできないケースでの対応です。こうした方への支援プログラムはどのように準備されておられるか、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。1点だけです。

次に、4件目として信用保証協会の保証料と責任共有制度について、保証料につい

ては業績悪化の事業所は保証料が上がりましたが、逆に優良事業所が低くなりましたとのお答えですが、民主商工会の情報を引用しますと、H信用金庫、責任共有制度が導入されてCRD評価の点数をクリアしている企業については、今までどおり支店長決済ですが、それ以下は全部本部決済となりました。クリアに必要な点数、100点満点評価では法人が46点、個人が64点、個人でこれをクリアできるのはほとんど無理です。保証協会の保証付きの制度融資でも財務内容次第では貸し渋りの可能性は非常に高いですとの報告が示しているようにCRD、中小企業信用リスク情報データベースのハードルは相当高いようです。雨が降ったら傘は貸さないが、天気がよければ傘を貸すといった感じのようです。

さらに、責任共有制度の影響について民主商工会の情報を紹介します。N地方銀行、保証協会離れが進むと思っています。一般保証は80%が原則なので、金融機関がリスクを追う20%について審査が入らざるを得ません。金融機関は保証協会の保証を使ってまで資金を貸そうとはしなくなるのではと危惧をしています。融資の担当者の経験もある私にとってもこれは同感です。

T地方銀行、貸し渋りが強まるのは確かです。金融機関の資産内容をよくするという国際的な流れの中で、金融機関は20%のリスクでもできるだけ排除したいと思っています。労働組合の団体交渉では貸し渋りはしないと銀行は言っていますが、資産内容をよくしようと思えば、CRDの点数を緻密に見ようとします。うちの銀行では10年前から企業の格付制度を導入し、現在は企業格付を15ランクに分類し、信用リスクの程度に応じて格付が下がるごとに信用リスクが高くなるようにして金利を決めています。金利というのはリスクをカバーする鍵です。ハイリスクの企業は金利でカバーできなくなります。そうすると貸し渋りが起こることは論理的にはつきりしていることです。制度融資でもこの格付を参考するでしょうし、CやDランクの企業は足切りされることも懸念されます。

こうした生の情報をよく聞いて、商工会やその会員、民主商工会などの意見をよくお聞きして対策を早く講じていただきたいと思います。今回は要望にとどめておきます。

次に、5件目として小規模工事等契約希望者登録制度について、前回に引き続いての質問でしたが、工事を除くではありますが、物品関係については小規模契約事業者登録制度の開始をしてくださいます大変ありがとうございます。ホームページでも確認をいたしました。

ところで、市内の小規模事業者、新規建設業企業者の育成の観点からは当然行政の果たすべき役割です。建設業の場合、1工事について500万円未満のものは軽微な工事と分類され、建設業許可の対象ではありません。また、経営管理者には5年以上の建設業、28業種のうちどれかの経営経験を求められていますので、起業当初には許可は受けられません。こうした面からも100万円とか200万円程度の修繕、修理工事的なもの、単なる塗装や防水での小工事については、市職員の指揮下での安全管理等の指揮のもと工事の入札参加の道を開く工夫が求められています。この面でさらなる早期の前向きの検討を期待して、今回これも要望にとどめておきます。

次に、6 件目として高齢者や障害者にやさしい行政、経済的支援策について、厚生労働省は健康診査の申し込みのときに記入する質問票で対象者を絞り込むよう広域連合に求めています。血圧を下げる薬、インスリン注射、または血糖値を下げる薬、コレステロールを下げる薬を使っていると答えた人には検診を受けさせないというものです。

しかし、このやり方には各市の広域連合も困惑しています。せっかく健康診査に来たのに帰れとは言えない。受診しているといっても年に1回の人もいれば月に1回の人もいます。必要な人には健康診査を受けてもらう体制を確保しないといけないなどの声が相次いでいます。糖尿病等で継続的に医療機関にかかっている方や治療を受けている方は、医療の段階に入っているからこの事業の対象外とされるわけです。

新たな診療報酬体系などの内容で重要なことが既にもう1件明らかとなっております。外来診療では高齢者担当医を導入します。直前になってこの名称については削りましたが、制度を導入するということには変わりはありません。いわゆる主治医制度です。

この制度で後期高齢者は1人の主治医を選びます。選ばないこともできるようですが、対象となる病気は糖尿病、高脂血症、高血圧性疾患、脳血管疾患、不整脈、心不全と認知症、便秘症などです。対象となる病気のうち主な病気の治療を行う1人の医師、ほとんどが診療所が主治医になります。主治医は複数の病気にかかっている患者の情報を集約し、年間を通した診療計画書をつくります。後期高齢者が受ける医療を生涯にわたって管理するものです。投薬や注射を除く医学管理と検査、画像診断、処置の四つの項目は診療所が月6000円の定額、患者は1割の600円となります。定額のため必要な治療を何回行っても診療報酬は変わりません。手厚い治療をするほど診療機関の持ち出しになります。このぐらいの紹介にとどめますが、ばかにするなということが言えるのではないのでしょうか。ですから今、老人会あがての制度廃止の署名が繰り広げられているわけです。

そこで、この点については4点目のお年寄り生活を支援する取り組み、痛み和らげ手当、この参考として65歳以上の方に年1万円支給するとしたら財源が幾ら必要か、この点だけお願いしたいと思います。

次に、7 件目としてC型肝炎ウイルス感染者対策について、C型肝炎ウイルス感染者の検診と発見状況についてですが、C型肝炎ウイルスキャリアと感染既往症とを適切に区別するために血液中のHCV抗体の量を測定することと、C型肝炎ウイルスのコア抗原を検出すること及び拡散増幅検査によりC型肝炎ウイルスの遺伝子を検出することの三つの検査法を組み合わせる判断する方法が一般的に採用されているようですが、当市もその方法で行われているのでしょうか。市の検診期間を過ぎますと都の肝炎ウイルス検診事業で対応とのことですが、どこでどのように手続きをすればよいのでしょうか。

この点と、それから5点目の問題で、当市では平成14年9月30日付で特殊疾病患者福祉手当の支給を廃止してしまったわけですが、この復活の可能性について、それから7点目としてC型肝炎感染者を救済するための給付金支給の特別措置法という

ことが言われておりますが、この期限があると思いますが、それはどの程度でしょうか。

以上についてお答えいただきまして、2回目の質問といたします。

○議長（原島貞夫君） 4時20分まで休憩といたします。

午後4時9分 休憩

~~~~~

午後4時20分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問をする前に一言私から注意を申し上げます。議場内での私語を慎んでいただきたいと思います。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、横田基地の関連で、まず議員さんが御指摘の共同統合作戦調整センター、BJOCCについてでございますが、北関東防衛局では日米共同統合運用調整所をこのBJOCCと表記をしているとのことでございます。議員さんがおっしゃっております共同統合作戦調整センターについて、国へ問い合わせをいたしました、そのような組織の存在自体承知をしていないとのことでございます。

次に、海兵隊の配置についてでございますが、横田基地には在日米軍司令部があることから4軍の各事務所があり、米軍内部の調整を行うため4軍の軍人が配置をされているとのことでございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、生活保護行政につきまして御指摘をいただいたのですが、ちょっと時間もないので余り詳しくお話ができませんので、またの機会にさせていただきますが、基本的に申し上げますと、議員御指摘のようなことがあるかもしれませんが、それが私どもすべて体質ということではございませんので、ぜひともその辺は御理解をいただければと思っております。

私どもも決して議員がおっしゃるような申請権の侵害、あるいは水際作戦というようなことは毛頭考えておりませんので、見解の相違といえはそういうふうになってしまうかもしれませんが、ぜひとも御理解をいただければと思っております。

そこで、目標管理、数値目標で管理をしていないか、これはございません。またできるだけ丁寧な対応でございますけれども、これは御指摘のとおりでございます、生活困窮に至った要因が多種多様でございます。相談の面接の基本でございます丁寧と丁寧な対応、これには今までも、またこれまで以上に心がけてまいりたいと思っております。今後も誤解を受けることのないよう、法の趣旨に沿って思いやりを持った対応に努めてまいりたいと思っております。

次に、SEなどの仕事が必要でうつ病となられた方の就労支援プログラムでございますが、従前の仕事の内容にかかわりませず精神科医等専門家の診断を参考に、その方の個別の状況、メンタルの面などの状況等も踏まえまして、就労が可能な時間や日数等をもとに、ハローワークの精神障害等の専門的就労支援コーディネーターによる就労支援等を行ってまいります。

次に、障害者雇用の関係で、患者認定そのものが困難な病状の方への支援プログラムの準備はとのことですが、これも先ほど答弁申し上げましたが、障害の種別、あるいは障害手帳の有無にかかわらず、今後設置を検討しております（仮称）障害者自立生活支援センターで一人一人の支援プログラムの策定、就業相談、就業準備支援、就業開拓、就業定着支援など日常生活と社会生活に必要な生活支援を今後考えていきたいと、そのように思っております。

次に、高齢者の関係で65歳以上に1人年額1万円を支給するということのお話がありました。この20年2月1日現在での65歳以上の、これは住基人口でございますが、1万940人となっております。したがって、1億940万円というようなことになろうかと思えます。

次に、C型肝炎ウイルス感染者対策の関係で、市の肝炎ウイルス検診の内容でございますが、これは御指摘のようにHCVの抗体検査とコア抗原検査、さらに拡散増幅検査の3種類、これを実施しております。

また、市の検診期間を過ぎた場合の手続き等ですが、一応市の健康課に検診の申し込みをしていただきまして、健康課から東京都の受診券を発行いたします。この受診券をお持ちいただきまして東京都の保健所、あるいは東京都と契約した医療機関で検診を受けていただくことになります。

次に、特殊疾病患者福祉手当の再開というお話がございましたが、支給を再開する予定はということでございますが、御案内のようにこの福祉手当につきましては、原因が不明で効果的な治療方法のない、いわゆる難病患者に対して手当を支給することを目的といたしております。難病は国や東京都がその指定を行っておりまして、C型肝炎等につきましてかつては難病に指定をされておりましたが、原因がウイルスであることがわかり、診断や治療方法も大きく進歩したことから、平成14年12月に難病の指定から除かれたものでございます。したがって、この福祉手当の支給対象とはなりませんので、現時点では手当の支給は考えておりません。

次に、特別措置法の給付金の請求期間でございますが、この給付金は国を相手に訴訟を提起し、和解、あるいは判決により独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求することになります。そしてその請求期限は、一部の例外を除きまして法の施行後5年とされております。つまり、平成20年の1月16日から平成25年1月15日までとなります。

○11番（奥富喜一君） それでは、3回目の質問をさせていただきますというよりも、要望だけであります。

最初に、共同統合作戦調整センター、これは赤旗の表記で、しかもNHKで放映されたときの用語でありまして、日米合同の方でということで理解いたします。

それから、4軍、海兵隊も入っているということで、恐ろしいなというふうに思いました。

それから、生活福祉行政の方で、数値目標の管理はないということで安心をいたしました。また体質ではないと、そういう点ではやってないと、誠実に対応しているということで、丁寧な対応をより気をつけてやっていただければ実現できるのかなとい

うふうに考えますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと障害者のチームの関係で、障害者支援プログラム、センターの方で対応を、そういった幅広く対応して下さるということで、ぜひよろしく願いいたします。

それから、高齢者、障害者にやさしい行政の関係で、1万940名、1億940万円、高いか安いかわかりませんが、新しい市長に判断していただいて、ぜひ私としては実施をということで、これも要望にとどめておきます。

それから、7件目のC型肝炎ウイルスの関係ですが、三つの検査ということで厳密な検査方法でやっているから、検査を受ければまずほぼ間違いなく、発原している人はこれでわかるということで、また期限を過ぎた場合は受診券を発行していただいて、東京都の方で診察を受けられるということで了解いたしました。

また、25年の1月15日が期限ということで、もしそういう心配のある人は弁護士さんに早くかかってやるように。

最後に、市長、本当にありがとうございました。御苦労さまでした。

終わります。

○議長（原島貞夫君） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれを延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月7日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時30分 延会